

館林市 暮らしの 案内帖



館林市役所

代表 0276-72-4111

H P <https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/>

館林市暮らしの案内帖 目次

▶ 市役所のご案内… 1

▶ 届出… 2

住民登録… 2 印鑑登録、証明手数料、戸籍… 3

斎場使用、パスポート申請・交付… 4 マイナンバーカードの交付… 5

▶ 国民年金… 6

被保険者、手続きと保険料、給付の種類… 6

▶ 税金… 8

税の種類… 8 税額の計算方法など… 9 国民健康保険税の税率、証明書と手数料… 11

市税などの納期、納付書による納税… 12 口座振替による納税、納期内納付にご協力を… 13

納期内に納付できないとき、その他… 14

▶ 健康… 15

出産・育児… 15 予防接種、不妊治療費などの助成、出産育児一時金… 16 子どもの医療費助成、健康診査、健康手帳の交付… 17 健康相談、健康教育、訪問指導、がん患者への助成、健康ダイヤル… 18 夜間の急病、休日の急病、休日の歯科など… 19 公立館林厚生病院を受診するときは、二人かかりつけ医のご案内… 20 夜間・休日に公立館林厚生病院に行く前に、市内市内医療機関… 21

▶ 福祉… 26

高齢者の医療給付、介護保険制度… 26 介護予防、認知症に関する相談・支援、地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）… 28 自立した高齢者の利用する施設、生活を支援するサービス… 30 障害者手帳（身体・知的・精神）の交付、医療などの助成・補助、手当・給付金など… 31 障がい者（児）向けのサービス… 32、生活保護、応急生活資金、児童扶養手当、小学校入学及び中学校卒業祝金… 33、母子・父子家庭自立支援給付金、養育費確保支援事業、児童手当、こども誕生祝金… 34、保育園・幼稚園・認定こども園の利用… 35 病児・病後児保育、地域子育て支援センター、児童館など、ファミリー・サポート・センター… 36

▶ 保育… 37

一時預かり、こども誰でも通園制度… 37、放課後児童クラブ… 38

▶ 教育… 39

小学校入学、中学校入学、転校手続き… 39 奨学資金… 40

▶ 住まいと暮らし… 40

資源・ごみの搬入… 40 資源・ごみの助成金… 41 水道… 42 下水道… 44 し尿… 47 合併処理浄化槽、脱炭素ライフスタイル Sue… 48 ペット（犬・猫）雨水タンク及び浸透施設への補助… 49 緑化… 50・路線バス… 51

▶ 文化・学習・スポーツ… 53

文化・学習施設… 53 公民館… 54 スポーツ施設など… 55

▶ 暮らしの無料相談… 56

▶ 主要施設一覧… 58

市役所のご案内

市政のお知らせ ▶▶▶ 地域魅力創造課 (3階) ☎47-5101

◆ 広報紙

市政への理解と協力を得ながら、市民参加によるまちづくりを進めるために「広報たてばやし」を毎月1日に発行しています。広報紙は、地区の区長（自治会）を通じて毎戸に配布しています。なお、広報紙は、市民課窓口や市民ホール、地域魅力創造課シティブロモーション係窓口、公民館、児童館、スーパーマーケットなどにも置いてあります。

◆ 市公式ホームページ (URL <https://www.city.tatebayashi.gunma.jp/>)



本市の行政サービスや観光・イベント情報を紹介するほか、防災や防犯に関する緊急情報など、生活に必要な情報を随時発信しています。また、各種申請書のダウンロード、広報紙の閲覧もできます。

市政に関する意見要望など ▶▶▶ 共生社会推進課 (1階14番窓口) ☎47-5121

よりよいまちづくりのため、市政に対するご意見やご要望がありましたら、市公式ホームページ内専用フォーム「ご意見・ご要望」や、はがき「まちづくりメッセージ」などでお寄せください。

市行政機構 ▶▶▶ 企画課 (3階) ☎47-5103 令和8年4月1日現在

部署名		係名	部署名		係名
政策企画部	秘書課	秘書係	都市建設部	都市計画課	計画指導係・都市再生推進係・施設計画係
	企画課	政策推進係・デジタル戦略係		道路河川課	管理係・整備係・維持係
	地域魅力創造課	シティブロモーション係・地域戦略推進係		緑のまち推進課	緑化政策係・公園管理係
	財政課	財政係		建築課	住宅施設係・建築指導係
	財産有効活用課	財産活用係・財産管理係		区画整理課	区画整理係
総務課	総務係・法規統計係・契約検査係	下水道課		管理係・工務係(水質管理センター)・計画推進係	
総務部	安心安全課	防災危機管理係・交通防犯係	出納室	出納係	
	人事課	人事係・給与厚生係	議会事務局	庶務係・議事調査係	
	税務課	市民税係・資産税係	教育部(教育委員会事務局)	教育総務課	総括係・施設整備係
	納税課	管理係・収納係		学校適正配置推進室	学校適正配置推進係
	市民環境部	共生社会推進課		地域づくり係・市民相談係(消費生活センター)・多文化共生係	生涯学習課
市民課		戸籍係(斎場)・交付申請係		学校教育課	学事係・教職員係・指導係・小学校(11)・中学校(5)・教育研究所
地球環境課		環境政策係・環境保全係・資源対策係		文化振興課	芸術文化係(文化会館・日清製粉ウェルナ三の丸芸術ホール)・文化財係・資料活用係(資料館(2)・田山花袋記念文学館)・日本遺産推進係
福祉部	社会福祉課	社会係(総合福祉センター)・監査指導係・保護係	スポーツ振興課(ダノン城沼アリーナ)	管理係・振興係・国民スポーツ大会準備係	
	高齢障がい政策課	高齢者支援係(老人福祉センター)・障がい福祉係(障がい者総合支援センター)	たてばやし向井千秋記念子ども科学館	事業係	
	介護保険課	介護保険係・調査認定係・地域包括ケア係	図書館	奉仕係	
	保険年金課	国保係・給付年金係	学校給食センター	給食係	
健康子ども部	子育て支援課	子育て支援係・子ども相談係	監査委員事務局	監査係	
	子ども課	入園給付係・施設支援係・児童館(3)・保育園(5)・幼稚園(2)・こども園(3)	農業委員会事務局	農地係	
	健康推進課(保健センター)	地域医療係(夜間急病診療所)・健康づくり係・母子保健第1係・第2係			
経済部	産業政策課	産業政策係・波瀬南部産業団地係・産業団地整備係			
	農業振興課	農業振興係・ほ場整備係			
	商工課	商業振興係・工業振興係			
	つつじのまち観光課	観光振興係・つつじが岡公園係			

届出

住民票の写しや戸籍などの請求、住民異動・戸籍の届出の際、公的証明書などで本人確認をさせていただきます。

■ 本人確認書類

- ①公的機関が発行した顔写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）1点
- ②①をお持ちでない場合は、「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載されているもの2点（ただし1点は公的機関が発行したもの）
- ③委任状（本人以外のかたが届出をする際に必要となる場合があります）

住民登録 ▶▶▶ 市民課（1階1番窓口） ☎47-5123

住民登録によって住民基本台帳が作られます。この台帳は、選挙権や学校の転入学、運転免許証の取得といった手続きなどの基本となるものです。住所や世帯を変更したいときは、必ず本人又は世帯主（員）が届出をしてください。

種類	届出期間	必要な物（その他の手続きに必要な物を含む）
転入届	転入した日から14日以内 ※国外転入届は事前にお問合せください	・転出証明書・マイナンバーカード（所持者）・転入者全員の在留カード及び続柄の確認ができる物（外国人）・後期高齢者医療資格確認書（県内から転入した被保険者）・後期高齢者医療負担区分等証明書（被保険者）・基礎年金番号通知書又は年金手帳（加入者）・介護保険受給資格証明書（認定者） ※国外転入届の際にはパスポートを持参してください。日本人の場合は、本籍及び筆頭者氏名を確認させていただく場合があります
転出届	転出前又は転出した日から14日以内	・マイナンバーカード（所持者）・印鑑登録証（登録者）・国民健康保険資格確認書（被保険者）・後期高齢者医療資格確認書（被保険者）・介護保険被保険者証（被保険者）・加入している健康保険の資格確認ができるもの（マイナ保険証、資格確認書など）（受給者）
転居届	市内で転居した日から14日以内	・マイナンバーカード（所持者）・転居者全員の在留カード（外国人）・国民健康保険資格確認書（被保険者）・後期高齢者医療資格確認書（被保険者）・介護保険被保険者証（被保険者）・加入している健康保険の資格確認ができるもの（マイナ保険証、資格確認書など）（受給者）
世帯主変更届 世帯分離届 世帯合併届	変更した日から14日以内	・国民健康保険資格確認書（被保険者）・後期高齢者医療資格確認書（被保険者）

印鑑登録 ▶▶▶ 市民課（1階1番窓口）☎47-5123

本市に住民登録しているかたは、1人1個の印鑑に限り登録できます。なお、15歳未満のかたなどは登録できません。

申請人	必要な物
本人	・登録する印鑑 ・公的機関が発行した顔写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）
代理人	・登録する印鑑 ・代理人の公的機関が発行した顔写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど） ・委任状 受付後、意思確認のため照会書を本人に郵送します。到着後、回答書を持参してください。 ※印鑑登録証の即日交付はできません

※窓口での印鑑登録証明書の交付の際は印鑑登録証（手帳）が必要です

証明手数料 ▶▶▶ 市民課（1階1番窓口）☎47-5123

種類	手数料（1件）	種類	手数料（1件）
戸籍謄本・抄本	450円	身分証明書	300円
除籍（改製原戸籍）謄本・抄本	750円	印鑑登録	200円
戸籍附票謄本・抄本	300円	印鑑登録証明書	300円
住民票謄本・抄本	300円	転出証明書	無料

※館林市に住民登録があるかたは、マイナンバーカードを使用して全国のコンビニエンスストア（マルチコピー機設置の店舗）で以下の証明書を取得できます（利用時間：午前6時30分～午後11時）

- ・住民票（住民票コード記載のものは不可）
- ・印鑑登録証明書（印鑑登録が済んでいるかたに限ります）

戸籍 ▶▶▶ 市民課（1階1番窓口）☎47-5122

出生から死亡までの身分関係を届出によって公的に証明するたいせつなものです。

種類	期間	必要な物（その他の手続きに必要な物を含む）
出生届	生まれた日から14日以内	・出生届書・母子健康手帳・本人確認書類
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	・死亡届書・印鑑登録証（登録者）・国民健康保険資格確認書（被保険者）・国民年金証書（加入者）・後期高齢者医療資格確認書（被保険者）・年金手帳（加入者）・介護保険被保険者証（被保険者）・加入している健康保険の資格確認ができるもの（マイナ保険証、資格確認書など）（受給者）・障害者手帳
婚姻届	任意	・婚姻届書・本人確認書類・マイナンバーカード（氏が変更になるかた）
離婚届（協議）	任意	・離婚届書・本人確認書類・マイナンバーカード（氏が変更になるかた）

※外国人の届出や、外国で出生・死亡したかたの届出などは、追加で書類を提示していただく必要があるため、事前にお問い合わせください

斎場使用 ▶▶▶ 市民課 (1階1番窓口) ☎47-5123

斎場を利用する場合は、死亡届とともに手続きをしてください。料金については次のとおりです。

◆ 死亡者の住所が市内のとき

- ・火葬料 0円
- ・待合室 1,100円

※式場などの利用については、市民課へお問合せください

◆ 小動物の火葬

斎場 (☎ 72-1742) へ直接ご連絡ください。(友引の日を除く)

区分	種別	使用料 (一頭)
小動物	大 (10kg以上)	3,300円
	小 (10kg以下)	2,200円

パスポート申請・交付 ▶▶▶ 市民課 (1階1番窓口) ☎47-5123

パスポート申請は窓口又はオンラインで可能です。オンラインでの手続きについては、市ホームページをご覧ください。

	必要な物	受付時間 (開庁日)					
窓口申請	<ul style="list-style-type: none"> ・一般旅券発給申請書 ・写真：縦 4.5cm×横 3.5cmで、正面・無帽・無背景・縁なしで6か月以内に撮影した物 ・本人確認書類：運転免許証、マイナンバーカードなど ・前回取得のパスポート (所持者) ・戸籍謄本 (有効期間内に旅券を切り替える場合で、記載事項に変更がないときは省略できます) 	午前9時～午後4時30分					
交付	<ul style="list-style-type: none"> ・旅券引換書 (申請時にお渡しします) ・手数料 (オンライン申請で事前支払い済みのかたは除く) 	午前9時～午後5時					
	旅券の種類	10年 (18歳以上)	5年 (12歳以上)	5年 (12歳未満)	(第1・3月曜日は午後7時まで。第1・3月曜日が祝日の場合、翌開庁日の午後7時まで)		
	申請方法	窓口	オンライン	窓口		オンライン	
	収入印紙	14,000円		9,000円		4,000円	
	群馬県証紙	2,300円	1,900円	2,300円		1,900円	2,300円
・前回取得のパスポート (有効期間が残っているかた)							

※本市に住民登録しているかたは、市役所以外での申請・交付は原則できませんので、ご注意ください

※紛失や記載事項の変更などの申請は、お問い合わせください

※申請から交付までの日数は、通常2週間程度かかります

マイナンバーカードの交付 ▶▶▶市民課（1階1番窓口） ☎47-5123

マイナンバーカードは、自分のマイナンバーを確認できるだけでなく、運転免許証などと同様に、公的な身分証明書として利用できます。

■申請に必要な物

- ①個人番号カード交付申請書（市ホームページからダウンロードできます。二次元コード付き申請書は市民課で発行できます）
- ②写真（パスポートサイズ 縦4.5cm×横3.5cm）

■発行手数料：初回無料、更新時（有効期限内）無料、再発行時 1,000円（特急発行の場合は2,000円）

※特急発行：新生児、紛失等による再交付、国外からの転入者など、特に速やかなマイナンバーカードの交付が必要となるかたを対象に、申請から交付まで通常1・2か月要しているところ、原則、1・2週間程度でカードの発行を行います。詳細は市ホームページをご覧ください。

■申込み

(1)郵便

- ①個人番号カード交付申請書に必要な事項を記入し、顔写真を貼り付けます（様式によっては個人番号も記入）
- ②交付申請書の内容に間違いがないか確認し、送付用封筒に入れて、郵便ポストに投函します
郵送先：〒219-8730 日本郵便(株)川崎東郵便局 郵便私書箱第2号 地方公共団体情報システム機構個人番号カード交付申請書受付センター（問合せ：☎0120-95-0178）宛

(2)スマートフォン

- ①スマートフォンのカメラで顔写真を撮影します
- ②個人番号カード交付申請書の二次元コードを読み込み、申請用Webサイトにアクセスします
- ③画面に従って必要事項を入力し、顔写真を添付して送信します

(3)証明用写真機

- ①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択し、撮影用のお金を入れて、交付申請書の二次元コードをバーコードリーダーにかざします
- ②画面の案内に従って必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信します

※(1)～(3)以外に市庁舎で申請サポートを実施しています。詳しくは市民課へお問い合わせ下さい

■受け取り

- ・市民課窓口で交付（カード完成のはがきが自宅に届いたら、必要書類を揃えてお越しください）
- ・はがき、通知カード、身分証明書（運転免許証、パスポートなど顔写真付きのものは1点。お持ちでない場合は、「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載されているもの2点。ただし、1点は資格確認書や介護保険証などの公的機関が発行したもの

※申請者本人による受取が原則です。やむを得ない理由により委任される場合は、事前にお問い合わせください

被保険者 ▶▶▶ 保険年金課（1階2番窓口） ☎47-5139

◆被保険者の資格

日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のかたは、必ず国民年金に加入しなければなりません。厚生年金保険の加入者も、同時に国民年金に加入することになります。

◆被保険者の区分

第1号被保険者	20歳以上60歳未満の農業従事者、自営業者、学生、アルバイト、無職のかたなど
第2号被保険者	厚生年金保険の加入者
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満のかた

手続きと保険料 ▶▶▶ 保険年金課（1階2番窓口） ☎47-5139

◆手続きが必要なとき

- ①厚生年金をやめたとき
- ②加入者が死亡したとき
- ③第1号被保険者が年金手帳や基礎年金番号通知書をなくしたとき
- ④保険料の免除を受けたいとき
- ⑤任意加入するとき
- ⑥年金が受けられるようになったときなど

※手続きに必要な書類などについては、お問い合わせください

※年金を受けるには、保険料納付済期間や免除期間等の受給資格期間を満たさなければなりませんのでご注意ください

◆保険料の納付（令和8年度の月額保険料 17,920円）

第1号被保険者は、年度ごとに日本年金機構から送付される納付書により、銀行など最寄りの金融機関、又はコンビニエンスストアなどで納付してください。また、納め忘れを防ぐために、口座振替やクレジットカード、一部のスマートフォンアプリでも納付できます。

なお、より多くの年金を受給したいかたは、付加年金制度（保険料に月額400円を加算して納付）に加入できます。

また、国民年金保険料には、前納制度があり、前納期間に応じて割引が受けられます。

給付の種類 ▶▶▶ 保険年金課（1階2番窓口） ☎47-5139

◆老齢基礎年金

保険料の納付期間や免除期間などの合計が10年以上あるかたが、65歳になったときに受けられます。

※60歳から減額された年金の繰上げ受給や66歳から75歳までの希望する年齢から増額された年金の繰り下げ受給を請求できます。詳細についてはお問い合わせください

◆障害基礎年金

病気やけがによる障がいによって生活や仕事に制限されるようになったときに、受給要件を満たしたかたに支給されます。また、障がい1級が18歳6か月より発生した場合は、20歳に達したときから支給されます。

※支給については詳細な条件がありますので、お問い合わせください

◆遺族基礎年金

被保険者、又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たしたかたが死亡したときに、そのかたに生計を維持されていた18歳未満の子がいる配偶者、又は子に支給されます。

◆寡婦年金

第1号被保険者として保険料を納めた期間と免除された期間が10年以上ある夫が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに死亡したときに、10年以上の婚姻関係があり、かつ生計を維持されていた妻に対して、60歳から65歳に達するまでの間支給されます。

◆死亡一時金

3年以上保険料を納めたかたが、老齢基礎年金や障害基礎年金を受けないまま死亡したときに、遺族に支給されます。

税の種類 ▶▶▶ 税務課（1階 11・12番窓口）☎ 47-5107（市民税係）、☎ 47-5108（資産税係） 保険年金課（1階 5番窓口）☎ 47-5138

種類	納税義務者	申告・届出など
個人市民税	毎年1月1日現在、市内に住所があり、前年に一定以上の所得があったかた	前年の所得により税額を算出しますので、3月15日までに住民税の申告書を提出してください。ただし、次に該当するかたは申告の必要はありません。 <ul style="list-style-type: none"> ・所得税の確定申告をされたかた ・前年の所得が給与所得のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書（年末調整済み）が提出されたかた ・前年中に収入がなく、税金上の扶養に入っているかた
法人市民税	市内に事務所、事業所、寮などがある法人	法人の設立（設置）、届出事項の変更、休業、閉鎖、解散などがあつたときは、届け出が必要です。
固定資産税	毎年1月1日現在、市内に土地、家屋、償却資産を所有しているかた	①次の場合は届け出が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・土地の使い方の変更、家屋の新增改築、取り壊し、用途変更など（1月10日まで）
都市計画税	毎年1月1日現在、市街化区域内に所在する土地、家屋を所有しているかた	<ul style="list-style-type: none"> ・市外のかたで、住所や氏名が変わったとき ・所有者が亡くなったとき ・未登記家屋の売買、相続、贈与などがあつたとき ②償却資産の所有者は1月31日までに申告してください。
軽自動車税	毎年4月1日現在、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車などを所有しているかた	車両を所有、名義変更、廃車などされたとき、又は館林市に転入されたときは届け出が必要です。 手続きは軽自動車税の項目に記載されている申告場所で行ってください
市たばこ税	市内でたばこを購入したかた	—
国民健康保険税	国民健康保険に加入しているかたがいる世帯の世帯主	職場の健康保険に加入、又は脱退（扶養家族を含む）、又は住所、氏名などが変わったときは、14日以内に届け出が必要です。

◆個人市民税 (県民税・森林環境税 (国税) も併せて徴収されます)

市・県民税及び森林環境税の税率は次のとおりです。

- ①均等割 市民税 3,000 円・県民税 1,700 円 (ぐんま緑の県民税として、令和 10 年度まで県民税に 700 円が上乘せされています)
 - ②森林環境税 (国税) 均等割が課税されるかたに対して、1,000 円が併せて賦課徴収されます
 - ③所得割 課税所得金額に対して、市民税 6%・県民税 4% (全国一律)
- ※分離課税所得などがある場合、計算方法及び税率が異なることがあります

◆法人市民税

法人市民税の税率は次のとおりです。

均等割		
資本金などの金額	従業員数 50 人以下	従業員数 50 人超
50 億円超 ~	492,000 円	3,600,000 円
10 億円超 ~50 億円以下	492,000 円	2,100,000 円
1 億円超 ~10 億円以下	192,000 円	480,000 円
1 千万円超 ~1 億円以下	156,000 円	180,000 円
1 千万円以下	60,000 円	144,000 円

法人税割	
対象事業年度	税率
平成 26 年 10 月 1 日から 令和元年 9 月 30 日に開始 する事業年度	12.1%
令和元年 10 月 1 日以後に 開始する事業年度	8.4%

◆固定資産税及び都市計画税

固定資産税と都市計画税は次のような手順で算定され、課税及び徴収されます。

- ①土地、家屋を評価し、その決定価格を基に課税標準額を算定します
- ②償却資産は申告に基づき課税標準額を算定します
- ③固定資産税は、土地、家屋、償却資産の課税標準額の総額×税率（1.4%）＝税額となります
- ④都市計画税は、土地、家屋の課税標準額の総額×税率（0.3%）＝税額となります

※同一人物が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額の合計が、次の金額に満たない場合は課税の対象にはなりません

○免税点…土地 :30 万円、家屋 :20 万円、償却資産 :150 万円

◆軽自動車税

軽自動車税の税率及び申告場所は次のとおりです。

原動機付自転車及び二輪車等

車種		税率（年額）	申告場所
原動機付自転車 （特定小型原動機付 自転車を含む）	50cc 又は 0.6kw 以下	2,000 円	館林市役所税務課市民税係 城町 1-1 ☎ 47-5107
	125cc以下かつ最高出力 4.0kw 以下	2,000 円	
	90cc 又は 0.8kw 以下	2,000 円	
	125cc 以下又は 1.0kw 以下	2,400 円	
	ミニカー	3,700 円	
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円	関東運輸局群馬運輸支局 前橋市上泉町 399-1 ☎ 050-5540-2021
	その他	5,900 円	
二輪の小型自転車	250cc を超えるもの	6,000 円	
軽自動車	二輪（250cc 以下）	3,600 円	

三輪以上の軽自動車

車種			税率（年額）			申告場所
			標準税率	重課税率	旧税率	
			平成 27 年 4 月 1 日以降に登録した車両	新規登録から 13 年経過した車両	平成 27 年 3 月以前に登録した車両	
軽自動車	四輪乗用	家用	10,800 円	12,900 円	7,200 円	軽自動車検査協会群馬 事務所 前橋市五代町 1047-2 ☎ 050-3816-3109
		営業用	6,900 円	8,200 円	5,500 円	
	四輪貨物	家用	5,000 円	6,000 円	4,000 円	
		営業用	3,800 円	4,500 円	3,000 円	
	三輪（660cc 以下）		3,900 円	4,600 円	3,100 円	

◆市たばこ税

税率は、1,000 本につき 6,552 円

国民健康保険税の税率 ▶▶▶ 保険年金課（1階5番窓口）☎47-5138

国民健康保険税の税率は次のとおりです。

区分	算定基準	医療給付費分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	子ども・子育て 支援納付金分
所得割	(総所得 - 43 万円) × 税率	6.9%	2.6%	2.2%	0.3%
均等割	加入者数 1 人につき (年額)	27,600 円	10,400 円	10,800 円	1,300 円
平均割	1 世帯につき (年額)	20,600 円	7,600 円	5,600 円	800 円

※介護納付金分は、40~64 歳のかたのみ

※子ども・子育て支援納付金は、令和 8 年 4 月より開始となります

証明書と手数料 ▶▶▶ 税務課（1階11・12番窓口）☎47-5107（市民税係）、☎47-5108（資産税係）

種類		手数料	必要な物
市県民税	所得証明	1 件 300 円	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード、運転免許証など本人確認ができる物 代理人が申請する場合は、委任状
	課税（非課税）証明※		
納税	納税証明		
固定資産税	評価証明・公課証明・資産証明	土地 1 筆 300 円 (1 筆増すごとに +50 円) 家屋 1 棟 300 円 (1 棟増すごとに +50 円)	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード、運転免許証など本人確認ができる物 代理人が申請する場合は、委任状
	家屋滅失証明・無資産証明・名寄帳・その他証明	300 円	
	課税明細書	無料	<ul style="list-style-type: none"> 亡くなったかたの証明書を申請する場合は、亡くなったかたとの関係が分かる書類（戸籍謄本など）
	住宅用家屋証明（登録免許税用）	1,300 円	申請書、その他必要な書類
	地番図（500 分の 1）の閲覧	1 町 300 円※写しが必要なときは、コピー代 10 円×枚数	—
	集成図（2,500 分の 1）の閲覧	1 冊 300 円※写しが必要なときは、コピー代 10 円×枚数	

※最新年度の課税証明書（非課税証明書）については、マイナンバーカード（個人番号カード）を利用して、全国のコンビニエンスストアなどで取得が可能です。ただし、証明年度の 1 月 1 日時点、及び証明書取得時点で館林市に住民登録があるかたに限ります

市税などの納期 ▶▶▶ 納税課 (1階 13番窓口) ☎47-5109

税金にはそれぞれ納期がありますので、期限を守って納付してください。

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税 (普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
固定資産税 都市計画税		1期		2期		3期			4期			
軽自動車税		全期										
国民健康保険税 (普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※納期限は各期の月末日です。ただし、12月は25日を納期限としています。なお、納期限が土・日曜日、祝日の場合は翌営業日になります

※市・県民税の特別徴収(給与天引)の場合は、6月から翌年5月まで12回に分けて徴収されます

※市・県民税及び国民健康保険税の特別徴収(年金天引)の場合は、4月から翌年2月までの偶数月(6回)に分けて徴収されます

※納期限を過ぎてからの納付には、延滞金が発生することもありますのでご注意ください

納付書による納税 ▶▶▶ 納税課 (1階 13番窓口) ☎47-5109

下記の金融機関、又はコンビニエンスストアなどで納めてください。

◆指定金融機関など

館林信用金庫、群馬銀行、足利銀行、東和銀行、ぐんまみらい信用組合、中央労働金庫の各本・支店、邑楽館林農業協同組合本・支所、市役所納税課

群馬県・栃木県・埼玉県・東京都・神奈川県・千葉県・茨城県・山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局

※全国の地方統一 eL-QR 対応金融機関 (eL-QR が表面に印刷されている場合に限る)

◆コンビニエンスストア

セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ミニストップ、ローソンなど

※納付できるコンビニエンスストアは、納付書の裏面に記載してありますのでご確認ください

◆eLマークのある納付書

スマートフォンやパソコンから「地方税お支払サイト」を利用してクレジットカード払いやインターネットバンキングなどのお支払方法が選択可能です。eL-QRを直接読み取って各種スマートフォン決済アプリからもお支払いできます。

※これまでの PayPay 請求書払いはバーコード読み取りからでも納付できます



地方税お支払
サイト

※次のような場合には、コンビニエンスストア及びバーコード読み取り方式のスマートフォンアプリでは取り扱いできません

- ①納付書1枚の税額が30万円を超えるもの
- ②バーコードの印字がないもの
- ③バーコードに傷や汚れがあるもの
- ④金額訂正や延滞金欄に金額を記入したもの
- ⑤使用期限を過ぎたもの

※スマートフォン決済及び地方税お支払サイトでは領収書は発行されませんが、納付履歴が画面上で確認できます

口座振替による納税 ▶▶▶ 納税課 (1階13番窓口) ☎47-5109

口座振替は金融機関などへ納めに行く手間が省け、納め忘れもありません。また、一度申込みをすれば翌年度以降も継続して振替になります。ぜひご利用ください。

対象税目	市・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）
取扱金融機関など	館林信用金庫、みずほ銀行、群馬銀行、足利銀行、東和銀行、ぐんまみらい信用組合、中央労働金庫の各本・支店、邑楽館林農業協同組合本・支所、全国のゆうちょ銀行及び郵便局
申込方法	通帳及び通帳届出印を持参して、市内にある上記の各金融機関、又は市納税課へ

※申し込んだ月の翌月末日以降の納期（休日の場合は翌営業日）から口座振替されます

※課税される全税目（上記の「対象税目」）が口座振替になりますので、申し込み後新たに課税される税目についても振替になります

※振替日は各納期限日です。振替日の前日までに口座残高を確認してください

※振替日に引き落としができなかった場合には、再振替は行っていません。督促状を送付しますので、そちらを使用して納付してください

納期内納付にご協力を ▶▶▶ 納税課 (1階13番窓口) ☎47-5110

■ 市税などは、納期内に自主的に納めていただくことが基本です

■ 納期限までに納付されない場合は、督促状や催告書を送り、早期の納付を促しています。それでも納付されない場合、納期限までに納付されたかたとの公平性を保つため、延滞金の徴収や滞納処分として財産の差押を行います

納期内に納付できないとき ▶▶▶ 納税課（1階13番窓口） ☎47-5110

災害や病気、失業などの事情により一時的に税金を納期内に納付できない場合は、納税の猶予などの制度があります。詳しくはお問い合わせください。

※毎週月曜日（祝日・年末年始除く）は、午後7時まで夜間納税相談窓口を行っていますので、ご利用ください

その他 ▶▶▶ 納税課（1階13番窓口） ☎47-5109

軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）で納付確認ができる場合は、継続検査窓口で納税証明書の提示が原則不要となりました（令和5年1月から稼働開始）。納付方法によっては、納付情報が軽JNKSに登録されるまで日数を要する場合があります。継続車検用納税証明書が必要な場合は、対象車両の車検証を持参のうえ、証明書発行（無料）を申し出てください。

出産・育児 ▶▶▶ 健康推進課（保健センター内 ☎ 80 - 1152）

◆こども家庭センター（母子保健コーディネーター）

こども家庭センター「かるがも相談室」において、母子保健コーディネーターを中心に、妊娠・出産から子育て期までの子育て支援ニーズに応じた各種事業などの情報を提供し、必要な支援を行います。

◆母子健康手帳・妊婦健康診査受診票等の交付

妊娠の届出時には、母子健康手帳及び妊婦健康診査受診票などを併せて交付します。妊婦本人との面談及びアンケート記入後、「妊婦のための支援給付金」の案内をします。

※市ホームページなどで、受付時間や持ち物をご確認の上、時間に余裕をもってお越しください

◆妊婦初回産科受診料支援事業

初回産科受診（妊娠判定のための受診）の費用助成を行っています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

◆妊婦等包括相談支援・妊婦のための支援給付金

妊婦等包括相談支援として、妊娠届出時の面談、妊娠7～8か月頃の家庭訪問、新生児時期の家庭訪問を行います。さらに経済的支援として、妊婦のための支援給付金（妊娠時5万円分の現金又はぽんちゃん Pay5万1,000円分と出産後（子どもの数×5万円分の現金又はぽんちゃん Pay5万1,000円分）を給付します。

◆妊婦・産婦・赤ちゃん訪問

保健師や助産師、看護師などが家庭訪問し、体重測定や発育や発達、育児についての相談に応じます。

◆子育て支援誕生祝品給付事業

本市で生まれた新生児を対象に新生児訪問時に誕生祝品を給付します。詳しくは市ホームページをご覧ください。

◆産前・産後サポート事業

祖父母を含む家族を対象に最近の育児を学ぶ祖父母教室（ファミリー学級）、パパ同士の交流や赤ちゃんのお世話の仕方などを学ぶ「プレパパ・パパ広場」、産前・産後サポーターによる家事援助、子どもの予防接種をスケジュールリングできるアプリ「館林市予防接種&子育てナビ」などにより、妊産婦や父親の子育て支援を行います。

※詳しい日程は広報紙や市ホームページなどでお知らせします

◆健康教育（ママパパ学級、離乳食教室） ※詳しい日程は広報紙や市ホームページなどでお知らせします

安心して出産を迎えるための「ママパパ学級」や、離乳食の作り方や進め方について学ぶ「離乳食教室」などを行います。

◆乳幼児健康診査 ※詳しい日程は広報紙や市ホームページなどでお知らせします

4か月児・10か月児・1歳6か月児・2歳児歯科・3歳児健康診査・5歳児健康診査で、診察や身体測定、育児相談などを行います。

◆産後ケア事業

出産直後の産婦の健康面の悩みや育児への不安などを軽減するため、助産師などにより心身のケアや授乳指導などの支援を行います。

◆乳幼児健康相談（のびのび相談） ※詳しい日程は広報紙や市ホームページなどでお知らせします
哺乳量・身長・体重測定、母乳・栄養・発育や発達、育児などお子さんに関する相談を行います。

◆未熟児養育医療の給付

身体の発達が未熟なまま生まれ、入院を必要とする1歳未満の乳児へ、入院治療にかかる医療費を負担します。事前に申請が必要となりますので、お問い合わせください。

予防接種 ▶▶▶ 健康推進課（保健センター内 ☎74 - 5155）

予防接種法に基づき定期予防接種を行っています。未接種のものがありましたら、健康推進課へご相談ください。

◆子どもの定期予防接種

ロタウイルス、B型肝炎、小児用肺炎球菌、五種混合（ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風・ヒブ）、BCG、麻しん風しん混合、水痘（水ぼうそう）、日本脳炎、二種混合（ジフテリア・破傷風）、子宮頸がん予防ワクチン、RSウイルス感染症予防（母子免疫ワクチン）

◆大人の定期予防接種

高齢者用肺炎球菌、带状疱疹、高齢者インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症

不妊治療費などの助成 ▶▶▶ 健康推進課（保健センター内 ☎80 - 1152）

不妊治療などに要する費用の一部を助成しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

出産育児一時金 ▶▶▶ 保険年金課（1階5番窓口）☎47 - 5138

出産育児一時金は、国民健康保険加入者が出産（妊娠12週以上の死産を含む）したときに、国民健康保険から50万円（産科医療補償制度に未加入の分娩機関で出産した場合や海外出産の支給額は48万8千円）を支給する制度です。

市から医療機関などへの直接支払制度を利用すると、50万円は市から直接医療機関などに支払われますので、支払いは分娩費用から50万円を差し引いた金額になります。直接支払制度を利用する場合は、医療機関などと「直接支払制度を利用する旨の合意文書」を取り交わすことが必要です（市役所での手続きは不要）。ただし、以下の要件に該当する場合は、出産育児一時金の申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

- ・直接支払制度を利用し、出産（死産）費用が50万円に満たないとき
- ・直接支払制度を利用しなかったとき
- ・海外で出産したとき

子どもの医療費助成 ▶▶▶ 保険年金課（1階4番窓口） ☎47 - 5140

病院などで診療を受けた場合、保険診療の自己負担分を助成します。（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）。受給資格者証の申請には対象者が加入している健康保険の資格確認ができるもの（マイナ保険証、資格確認書など）と来庁者の本人確認ができるものが必要です。

健康診査 ▶▶▶ 健康推進課（保健センター内 ☎74 - 5155）

生活習慣病予防健診 国保特定健診 後期高齢者健診	身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査、診察などを行います 対象 ・19~39歳のかた（生活習慣病予防健診） ・40~74歳の国民健康保険に加入しているかた（国保特定健診） ・75歳以上のかた（後期高齢者健診） ※上記以外の40歳以上のかたは各医療保険者が実施する健診（特定健診）を受けてください
歯周病検診	歯周病検査（歯周ポケットの測定）を行います 対象 20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
骨粗しょう症検診	骨密度の測定を行います 対象 20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性
肝炎ウイルス検診	血液検査（B型肝炎・C型肝炎ウイルス検査）を行います 対象 40~74歳でこの検診を過去に一度も受けたことがないかた
結核・肺がん検診	胸部のレントゲン撮影を行います 対象 40歳以上のかた
胃がん検診	胃バリウム検査、又は胃内視鏡検査を行います 対象 胃バリウム検査 40歳以上の前年度胃内視鏡検査未受診のかた 胃内視鏡検査 50歳以上の前年度胃内視鏡検査未受診のかた
大腸がん検診	便潜血検査（二日法）を行います 対象 40歳以上のかた
前立腺がん検診	血液検査（PSA検査）を行います 対象 50歳以上の男性
子宮頸がん検診	子宮の入口の内診と細胞診を行います 対象 20歳以上の前年度子宮頸がん検診未受診の女性 ※令和8年度は、前年度受診したかたも受けることができます
乳がん検診	マンモグラフィ検査を行います 対象 40歳以上の前年度乳がん検診未受診の女性
胃がんリスク検診	血液検査（ピロリ菌感染の有無、胃粘膜の萎縮度を検査）を行います 対象 30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の未受診のかた

健康手帳の交付 ▶▶▶ 健康推進課（保健センター内 ☎74 - 5155）

「自分の健康は自分でつくる」ことを目標として、40歳以上のかたを対象に、健康診査や健康相談の結果を記入できる健康手帳を交付します。

健康相談 ▶▶▶ 健康推進課（保健センター内 ☎ 74-5155）

保健センターなどで、血圧測定や尿検査、日常生活における健康相談などを行います。

健康教育 ▶▶▶ 健康推進課（保健センター内 ☎ 74-5155）

教室や講演会を開催し、生活習慣病予防のための運動・栄養などについて正しい知識を伝えます。

訪問指導 ▶▶▶ 健康推進課（保健センター内 ☎ 74-5155）

保健師や栄養士などが、日常生活の中で健康に注意しなければならないかたなどを訪問し、体や心の健康についての相談に応じます。

がん患者への助成 ▶▶▶ 健康推進課（保健センター内 ☎ 74-5155）

がん患者のウィッグ等購入費や若年がん患者の在宅療養費の一部を助成しています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

健康ダイヤル

◆たてばやし健康ダイヤル（24 時間対応）

☎ 0120-374-215

医師や保健師、看護師が無料で相談に応じます ※市内に住所のあるかたがご利用できます

◆救急情報テレホンサービス（24 時間対応）

☎ 73-5699

急な病気やけがのときなど、どこの病院や診療所に行けばよいのかわからないときに、受診可能な医療機関などを紹介します

◆子ども医療電話相談

☎ # 8000（ダイヤル回線、IP 電話からは利用できません）

休日や夜間に、子どもが急に具合が悪くなったとき、対処方法や応急処置などを相談できます（通話料は有料です）

■ 受付時間

月～土曜日 午後6時～翌朝午前8時

日曜日・祝日・年末年始 午前8時～翌朝午前8時

夜間の急病 ▶▶▶ 健康推進課（保健センター内 ☎ 74-5155）

夜間、急に具合が悪くなった場合など、次の医療機関で診察が受けられます。マイナ保険証などをお持ちください。また、症状の軽いかたは夜間急病診療所をご利用いただき、地域の救急医療体制確保にご協力いただきますようお願いいたします。

※電話で確認後、受診してください

◆夜間急病診療所 新栄町 1844-3 ☎ 73-2313

診療日	診察時間	診療科目
月～土曜日 (祝日、年末年始は除く)	午後7時～10時	内科・小児科

◆公立館林厚生病院 成島町 262-1 ☎ 72-3140

診察時間	診療科目
随時（急患のみ）	内科系・外科系

休日の急病

休日の急患は、医療機関が当番制で診療します。休日当番医は広報紙又は市公式ホームページをご確認ください。

休日の歯科など（電話で確認後、受診してください）

◆館林邑楽歯科医師会休祝日歯科診療

（館林邑楽歯科保健医療センター内）苗木町 2622-1 ☎ 73-8818

診療日	診療受付時間
日曜日・祝日、年末年始	午前9時～11時30分 (正午まで診療)

◆障がい者（児）歯科診療（予約制）

館林邑楽歯科保健医療センター 苗木町 2622-1 ☎ 73-8818

診療日	診療時間
火・木・金曜日、土曜日（第2・第4のみ） ※基本的に予約制（当日受付可）	午前9時～正午 午後2時～5時

公立館林厚生病院を受診するときは

◆診療受付時間

平日（月～金曜日）の午前8時30分～11時。原則は紹介状があるかた。

※診療科によって異なります。確認してから受診してください

■救急対応

公立館林厚生病院は、二次救急医療機関として24時間の救急診療に取り組んでいます。入院・手術を必要とする重篤な症状及び緊急外傷を中心に、地域医療機関からの救急患者さんを含めた緊急の検査、手術等の診療が必要と診断された患者さんの救命治療を優先しています。

通常の外来診療とは異なり、平日夜間や土日祝日、年末年始は、当直医師による診療体制にて診療を行っています。場合によっては長くお待たせすることがありますことをあらかじめご承知おきください。

また、ご来院の際に、看護師による問診があります。地域の医療機関で診療可能なかたには、別の医療機関での受診をご案内する場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

二人かかりつけ医のご案内(2ドクターシステム)

国の医療政策により医療機関の機能分担が明確化されたことに伴い、公立館林厚生病院では、症状が安定された患者さんに、自宅などの近くにある地域の医療機関を紹介しています。

●2人のドクターが連携しながら、患者さんの症状を確認していきます。公立館林厚生病院での診療を希望される際は、かかりつけ医の紹介状を持参してください。

紹介状には、今までの治療の経過や薬の内容などが記載されるので、同院での治療がスムーズに行われます。治療が終了し状態が安定すると、同院からかかりつけ医への紹介状が作成され、かかりつけ医に戻っていただきます。

※同院では、ほかの病院・医院からの紹介状を持っていない初診の患者さんは、保険診療の自己負担のほかに厚生労働省が定める初診時選定療養費として7,700円（税込）を負担いただきます（令和5年4月1日現在。金額は診療報酬改定により変更となる場合があります）

◆かかりつけ医を持つメリット

- 病歴、健康状態などを把握しているため、病気になったとき、すぐに適切な処置が受けられる
- 日常の健康管理について、気軽にアドバイスを受けることができる
- 入院や検査、手術などが必要な場合に、適切な病院を紹介してもらえる
- 必要に応じて専門医を探してくれるなど

夜間・休日に公立館林厚生病院に行く前に

一刻を争うような場合は、救急搬送による救急措置が必要ですが、比較的軽度で投薬などにより帰宅できそうな場合には、公立館林厚生病院へ行く前に、どのような行動をとることが適切か落ち着いて考えましょう。

- 急な体調不良やけがで受診すべきか迷ったときは、下記の救急電話相談窓口をご利用ください
 - ① #7119（救急安心センターぐんま）：医療スタッフが症状を伺い、受診の必要性や救急車の利用について相談できます（24時間365日、外国語8言語に対応）
 - ② #8000（子ども医療電話相談）：子どもの急病について、小児科医・看護師などが助言します
- 休日の昼間に診療が必要になった場合には、「休日当番医」への受診をお願いします
- 夜間急病診療所や「たてばやし健康ダイヤル（0120-374-215）」もご利用ください
- 公立館林厚生病院への受診を勧められた際は、ご来院前に必ずお電話ください ☎ 72-3140

市内医療機関

◆医院・病院（受診する際は事前にお問い合わせください）

令和8年1月5日現在

医療機関名	所在地	電話	診療科目
伊藤眼科医院	大手町 9-44	72-0360	眼
うえの医院	赤生田町 1828-5	72-3330	内・外・小児・泌尿器・皮膚・放射線・性病
宇沢整形外科	松原一丁目 10-30	74-8761	整形外科・内・リハビリ・リウマチ
おがたクリニック	本町二丁目 10-7	50-1676	皮膚・形成外・アレルギー・美容皮膚
岡田整形外科クリニック	朝日町 6-18	72-3163	整形外科・リハビリ・リウマチ・骨粗鬆症
小曽根整形外科	松沼町 29-27	72-7707	整形外科・内・外・皮膚・リハビリ
神尾内科医院	緑町一丁目 25-8	75-1288	内・小児・胃腸・循環器
川島脳神経外科医院	岡野町 374	75-5511	脳神経外・神経内・内・リハビリ
川田耳鼻咽喉科医院	仲町 10-21	72-3314	耳鼻咽喉
川村眼科医院	新宿一丁目 2-22	75-1211	眼
川村耳鼻咽喉科医院	新宿一丁目 5-38	72-1337	耳鼻咽喉
きしもと眼科	楠町 1937-1	72-6420	眼
慶友整形外科クリニック	羽附町 1741	72-6000	整形外科・外・リハビリ・麻酔・リウマチ・内
県西在宅クリニック館林	東広内町 1118-1	55-3818	内・精神・心療内
公立館林厚生病院	成島町 262-1	72-3140	内・精神・循環器内・内分泌糖尿病内・呼吸器内・血液腫瘍内・内視鏡内・小児・外・消化器外・乳腺外・整形外科・脳神経外・脳神経内・呼吸器外・心臓血管外・皮膚・泌尿器・産婦人・眼・耳鼻咽喉・麻酔・リハビリ・放射線診断・放射線治療・救急・歯・口腔外・総合診療 ※精神は休診中
ごが内科楡クリニック	栄町 10-31 栄町住宅 1階	73-7587	内・呼吸器・循環器・消化器・アレルギー・リウマチ・血液透析
後藤内科医院	西本町 5-23	72-0134	内・胃腸・循環器・神経内・呼吸器
こやなぎ小児科	富士原町 1089-1	80-2220	小児
さくま内科胃腸科クリニック	松原二丁目 14-26	55-2500	内・肛門・外・消化器内

さくらクリニック	木戸町 596-5	72-3855	内・整形外科・小児・皮膚・循環器・リウマチ
澤田皮膚外科	新宿二丁目 4-36	70-7703	皮膚・内・アレルギー・形成外
柴田皮膚科クリニック	成島町 219-3	72-8080	皮膚
真愛ウィメンズクリニック	本町三丁目 4-5	72-1630	産・婦人
しんじょう整形外科クリニック	富士見町 15-37	55-3623	整形外科・リウマチ・リハビリ
新橋病院	下三林町 452	75-3011	泌尿器・皮膚・内・外・整形外科・胃腸・循環器・呼吸器・心臓血管外・血液透析・リハビリ
高橋クリニック	本町二丁目 10-3	75-7772	内・循環器内・消化器内・漢方内・外・糖尿病内・肛門
たけい小児科・アレルギー科	北成島町 2745-1	76-2525	小児・アレルギー
多々良診療所	西高根町 44-3	72-3060	内・循環器・小児
館林・あだちアイケアクリニック	赤生田町 2329-3	55-2861	眼
館林医院	西本町 2-7	74-2112	皮膚
館林記念病院	台宿町 7-18	72-3155	内・リハビリ・外・眼・皮膚・精神・循環器内・呼吸器内・消化器内・整形外科・糖尿病内・脳神経内
館林健康長寿クリニック	緑町一丁目 2-5	52-8202	内
たてばやし心療クリニック	北成島町 1641-1	55-0072	精神・心療内
つつじの里内科医院	松原二丁目 522	50-1653	循環器内・総合内・糖尿病・内分泌内
つつじメンタルホスピタル	小桑原町 1505	80-2111	精神・心療内・内
土井レディスクリニック	苗木町 2599-128	72-8841	婦人・女性内
なるしま耳鼻咽喉科クリニック	大谷町 1054-3	76-7640	耳鼻咽喉
ハートクリニック	富士見町 4-23	71-8810	内・循環器内
長谷川クリニック	松原二丁目 14-51	80-3311	皮膚・内・小児
はまだクリニック	赤土町 119-2	80-1100	内・消化器内・肝臓内
堀井乳腺外科クリニック	北成島町 2645-4	55-2100	乳腺外・内分泌外
堀越医院	北成島町 513	73-4151	内・小児・胃腸内
松井内科医院	日向町 523-7	75-9880	アレルギー・呼吸器・内
まりレディスクリニック	木戸町 648	76-7775	婦人・内
最上胃腸科外科	朝日町 4-1	74-3763	胃腸・外・肛門・内・放射線
森下内科医院	花山町 16-5	73-7776	内・循環器内
横田医院	大手町 1-12	72-0255	内・小児・アレルギー
横田胃腸科内科	細内町 1005-1	72-4970	胃腸・内
吉田内科クリニック	楠町 1182-1	70-7117	内

◆歯科

令和8年1月5日現在

医療機関名	所在地	電話
あいば歯科	日向町 1049-2	71-1188
あおぞら歯科	下三林町 432-5	55-3688
青柳歯科診療所	小桑原町 1019-30	75-1184
アゼリア歯科	瀬戸谷町 2215-4	76-8686
石井歯科医院	北成島町 2544-110	72-0111
いしいひでき歯科クリニック	東美園町 21-1	72-6666
岩崎歯科医院	本町四丁目 9-41	74-7511
岩崎歯科クリニック	松原一丁目 20-10	74-1577
上野医院歯科診療所	赤生田町 2135	75-2220
おおいし歯科医院	本町二丁目 7-23	72-8998
大沼歯科クリニック	栄町 22-21	75-5089
岡田歯科医院	大街道一丁目 12-12	75-1081
兼原歯科医院	本町一丁目 1-19	72-1700
コスモス歯科	大手町 5-26	72-6480
斉藤歯科医院	花山町 3371	75-4182
坂村歯科医院	大手町 3-5	72-0750
館野歯科医院	諏訪町 1386	75-5588
館林中央歯科医院	諏訪町 1373-1	76-8333
つくい歯科	尾曳町 7-39	72-3319
とみた歯科	千代田町 3-54	72-1380
なかせ歯科医院	富士原町 874-1	72-1122
長塩歯科医院	小桑原町 841-8	72-3900
根本歯科・矯正歯科医院	高根町 1750	80-3030
ハート歯科クリニック	楠町 3648-1 (アゼリアモール1階)	91-1108
長谷川歯科医院	松原三丁目 20-7	70-7580
はら歯科医院	日向町 1711-8	73-7773
ひだまり歯科医院	松原一丁目 6-16	72-0489
ほりこし歯科クリニック	北成島町 3176-1	56-4550
ますみこども歯科医院	若宮町 2440-3	75-5671
まちだ歯科医院	坂下町 3067-6	71-0648
まつもと歯科医院	青柳町 1055-1	70-7370
松本歯科医院	楠町 1978-3	75-4184
三林岡田歯科医院	下三林町 279	74-8148
みやけ歯科医院	大手町 9-41	73-4923
村田歯科医院	朝日町 21-27	72-7633
森田歯科医院	緑町一丁目 6-19	75-6540
横田歯科クリニック	細内町 843-1	72-2723

◆柔道整復（50音順）

令和8年1月5日現在

医療機関名	所在地	電話	併設
あいさわ整骨院	城町 16-8	56-4335	
相場接骨院	西高根町 11-13	73-4425	
赤坂接骨院	岡野町 607	72-3158	あんま・はり
飯塚鍼灸接骨院	瀬戸谷町 2180-3	73-4976	はり・きゅう
今泉接骨院	堀工町 1893-54	74-8484	
うちやま接骨院	西高根町 17-10	57-6880	
ELIXIR 整骨院	緑町二丁目 27-10	55-2576	
大街道整骨院	大街道一丁目 4-8	50-1991	はり・きゅう
太田接骨院	大谷町 72-3	74-6220	
おおつき接骨院	下三林町 849-8	73-6306	
尾花接骨院	松原一丁目 6-32	73-0055	はり・きゅう
O L I 館林整骨院	花山町 10-6	76-7065	
ONLY YOU 接骨院	大街道一丁目 6-45	080-6513-2011	
金子接骨院	富士見町 3-59	74-2378	
かわしま整骨院	高根町 400-184	61-3733	
健恵接骨院	岡野町 279-2	75-3240	
げんき堂整骨院 アゼリアモール館林	楠町 3648-1 アゼリアモ ール 2 階	0277-66-9256	はり・きゅう
こいけ鍼灸整骨治療院	大谷町 1-36	57-8715	
こばやし接骨院	美園町 1-5	76-8100	
済生堂接骨院	本町四丁目 11-44	72-0907	
さくら接骨院	富士原町 1117-1 ベルエア 一富士西 1 階東	59-9989	
柴崎接骨院	松原一丁目 12-41	75-6810	
シャロン整骨院（休止中）	本町二丁目 8-20	73-0075	
関口整骨院	仲町 2-10	72-5598	あんま・はり・きゅう
そうごう接骨院	広内町 3-3	75-0678	
館林総合接骨院	広内町 3-4	75-0678	
館林保健整骨院	楠町 1938-3	72-8560	
たまい接骨院	本町三丁目 2-27	47-3901	はり・きゅう
つつじヶ丘接骨院	松原二丁目 9-35	75-1333	
なるしま駅前 メディカル接骨院	成島町 720-3	75-5831	
成瀬接骨院	松沼町 20-1	75-3217	
ねこの手接骨院	花山町 32-8	52-8271	

はやかわ整骨院	赤土町 98-38	51-8171	
ふじ接骨院	栄町 21-2	74-0358	
本澤整骨院	小桑原町 847-2	75-5120	
まごころ接骨院	富士原町 922-15	75-6609	
松島接骨院	緑町一丁目 10-11	72-0498	
恵鍼灸整骨院	堀工町 1900-133	75-0206	はり・きゅう
森田接骨院	羽附町 1730-3	74-0364	
山野接骨院	富士原町 1241-92	73-7541	

◆診療科目の略号

アレルギー科	アレルギー	循環器内科	循環器内
アレルギー呼吸器科	アレルギー呼吸	整形外科	整形外
胃腸科	胃腸	精神科	精神
肝臓内科	肝臓内	性病科	性病
漢方内科	漢方内	糖尿病内科	糖尿病内
眼科	眼	内科	内
形成外科	形成外	内分泌・糖尿病内科	内分泌糖尿病内
外科	外	内分泌外科	内分泌外
甲状腺科	甲状腺	乳腺外科	乳腺外
肛門科	肛門	脳神経内科	脳神経内
肛門外科	肛門外	脳神経外科	脳神経外
呼吸器科	呼吸器	泌尿器科	泌尿器
呼吸器外科	呼外	皮膚科	皮膚
産科	産	美容皮膚科	美容皮膚
産婦人科	産婦人	婦人科	婦人
消化器科	消化器	放射線科	放射線
消化器内科	消化器内	放射線診断科	放射線診断
消化器外科	消化器外	放射線治療科	放射線治療
小児科	小児	麻酔科	麻酔
神経内科	神経内	リハビリ科	リハビリ
心臓血管外科	心臓血管外	リウマチ科	リウマチ
心療内科	心療内	歯科	歯
耳鼻咽喉科	耳鼻咽喉	歯科口腔外科	口腔
女性内科	女性内	呼吸器アレルギー内科	呼吸器アレルギー内
循環器科	循環器		

高齢者の医療給付 ▶▶▶ 保険年金課（1階3番窓口）☎47-5140

◆後期高齢者医療費の給付

75歳以上のかた又は65歳以上75歳未満の一定の障がいがあるかたで、群馬県後期高齢者医療広域連合の認定を受けたかたは、後期高齢者医療制度で医療を受けることになり、保険料が賦課されます。この医療給付は群馬県後期高齢者医療広域連合が行いますが、各種申請、届け出などは市保険年金課で受け付けています。

介護保険制度 ▶▶▶ 介護保険課（1階6番窓口）☎47-5133

40歳以上のかたが被保険者（加入者）として保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときには、費用の一部を支払ってサービスを利用します。

◆加入対象者 ①第1号被保険者（65歳以上のかた）

②第2号被保険者（40~64歳で医療保険に加入しているかた）

①申請	<p>■必要な物 要介護・要支援認定申請書、介護保険被保険者証(65歳以上のかた)、医療保険証</p> <p>※本人・家族の他、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）、介護保険施設などに申請の代行を依頼できます</p> <p>※第2号被保険者のかたは、加齢に伴って生じる心身の変化による特定疾病（16種類）のために介護が必要になった場合、要介護（要支援）認定の申請ができます</p>
②訪問調査及び主治医意見書	<p>■訪問調査 市職員や市の委託を受けた調査員がご自宅などを訪問し、心身の状態や日常生活、家族・居住環境など聞き取り調査を行います</p> <p>■主治医意見書 市の依頼により主治医が意見書を作成します</p>
③要介護（要支援）認定及び結果通知	<p>訪問調査や主治医意見書などを基に、保健、医療、福祉の学識経験者で構成される介護認定審査会で審査、判定が行われます。その判定結果により市が認定し、認定結果通知や被保険者証などが送付されます</p>
④ケアプランの作成（サービスの選択）	<p>ケアマネジャー（介護支援専門員）が利用者や家族と話し合っって課題を分析し、どのようなサービスを利用するのかを決める「ケアプラン」を作成します</p>
⑤サービスの利用	<p>ケアプランに沿って介護サービスを利用します。利用者負担の割合は、所得に応じて1割~3割です</p>

◆介護保険で受けられる介護サービス

要介護（要支援）の認定を受けたかたは、下記のサービスが利用できます。

要介護 1～5	要支援 1・2
居宅サービス <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所介護 ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ・居宅介護支援 ・福祉用具の貸与 ・福祉用具購入費の補助 ・住宅改修費の補助 	介護予防サービス <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護 ・介護予防訪問リハビリテーション ・介護予防居宅療養管理指導 ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護 ・介護予防短期入所療養介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護 ・介護予防支援 ・福祉用具の貸与 ・福祉用具購入費の補助 ・住宅改修費の補助
地域密着型サービス ※原則として他市町村のサービスは利用できません	地域密着型介護予防サービス ※原則として他市町村のサービスは利用できません
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護* 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護**
施設サービス <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設* ・介護老人保健施設 ・介護医療院 	サービス・活動事業 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス*** ・通所型サービス***

* 新規入所は、原則として要介護 3～5 のかたが対象です

** 要支援 2 のかたのみ利用できます

*** 事業対象者のかたも利用できます

※令和 8 年 4 月 1 日現在、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護については、市内に指定を受けた事業所はありません

介護予防 ▶▶▶ 介護保険課（1階6番窓口）☎47-5131

介護予防に関する知識や運動の普及啓発としての介護予防教室や、介護予防活動に意欲のあるかた、ボランティア活動をしたいかたへの介護予防サポーター養成研修を実施しています。

また、高齢者自身の介護予防や社会参加をとおした生きがいくくりとして、ボランティア活動の支援、通いの場への支援も行っています。

認知症に関する相談・支援 ▶▶▶ 介護保険課(1階6番窓口)☎47-5131

認知症の人や家族を地域で温かく見守ることができるよう、認知症に関する基礎知識や接し方を学べる認知症サポーター養成講座や誰でも気軽に参加できる交流の場である認知症カフェを開催しています。また、認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームによる早期対応及び早期支援が受けられるよう、認知症疾患医療センター、医療・介護・福祉の関係機関と連携し、地域の相談支援体制の充実を図っています。

地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）

▶▶▶ 介護保険課（1階6番窓口）☎47-5131

地域包括支援センターは、高齢者の介護に関する相談や支援をはじめ、保健や福祉に関するさまざまな業務を行っています。困ったことや悩みごとがあるときは、地域包括支援センターへご相談ください。

※高齢者あんしん相談センターは地域包括支援センターの愛称です

◆地域包括支援センターの役割

相談や悩みごとに応じます (総合相談支援事業)	高齢者やその家族、近隣に暮らすかたなどの健康、福祉、医療、介護や介護予防などに関する相談に応じます
高齢者の権利を守る取り組みを行います (権利擁護事業)	成年後見制度の紹介や虐待の早期発見、消費者被害の防止など、高齢者の権利を守る取り組みを行います
地域の連携・協力体制を支援します (包括的・継続的ケアマネジメント支援事業)	住み慣れた地域で安心して生活できるように、ケアマネジャーの支援を行うなど、地域の関係者や関係機関などの連携を支援します
介護予防サービスのケアプランを作成します (指定介護予防支援)	要支援1・2と認定されたかたにケアプランを作成し、介護予防サービスが適切に利用できるよう支援します
サービス・活動事業のケアプランを作成します (介護予防ケアマネジメント)	要支援1・2又は事業対象者と判定されたかたにケアプランを作成し、サービスを適切に利用しながら自立した生活が続けられるよう支援します

◆市内の地域包括支援センター

市では4か所の地域包括支援センターを設置し、担当地域ごとに支援を行っています。

[令和8年4月1日現在]

施設名	所在地	電話	担当地区
館林市クローバー荘地域包括支援センター (高齢者あんしん相談センタークローバー荘)	城町 8-35 大名小路マンション 102	77-1165	館林地区の一部・郷谷地区・大島地区
館林市新橋地域包括支援センター (高齢者あんしん相談センター新橋)	下三林町 452	75-3013	館林地区の一部・六郷地区の一部・三野谷地区
館林市東毛光生園地域包括支援センター (高齢者あんしん相談センター東毛光生園)	成島町 862-4	72-2060	館林地区の一部・多々良地区・渡瀬地区
館林市社会福祉協議会地域包括支援センター (高齢者あんしん相談センター社会福祉協議会)	松原二丁目 7-23 城沼パークハイツ 101	60-5670	館林地区の一部・赤羽地区・六郷地区の一部

自立した高齢者の利用する施設▶▶▶高齢障がい政策課（1階7番窓口）☎47 - 5130

◆福祉センター

高齢者の健康増進及び生きがいづくりのための各種事業を実施する施設です。

施設名	所在地	電話
老人福祉センター (保健福祉センター内)	仲町 14-1	74-5342
総合福祉センター	苗木町 2452-1	75-7111

◆養護老人ホーム

65歳以上の高齢者で、健康状態に問題がなく、環境や経済的な理由により現在の住まいでは生活することが困難なかが入所できる施設です。

施設名	所在地	電話
館林養護老人ホーム伸楽園	緑町一丁目 4-6	74-1202

◆ケアハウス（軽費老人ホーム）

原則として60歳以上で、自炊できない程度の身体機能の低下や、高齢のためひとりで生活することに不安があると認められ、家族による援助を受けることが困難なかが入所できる施設です。

施設名	所在地	電話
ケアハウス館林	赤生田町 669-1	74-8880
ケアハウス マーガレット	田谷町 1265	77-1166
ケアハウス 館林レジーナ	岡野町 335-1	71-1203

生活を支援するサービス▶▶▶高齢障がい政策課（1階7番窓口）☎47 - 5130

◆配食サービス

65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯（日中のみ同じ条件のかたを含む）の自宅まで、昼食を届ける配食サービスです。

- 対象 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者など
- 費用 1食 350円
- 利用日 月～金曜日（祝日・年末年始・夏季休業を除く）

◆はり・きゅう・マッサージ券

在宅のねたきり高齢者の介護者又は満70歳以上で前年の所得税が非課税の高齢者が、各種保険の適用を受けない、はり・きゅう・マッサージを受療する場合、1回につき1,000円の助成券（年間6枚）を交付します。

◆在宅ねたきり高齢者出張理・美容サービス

要介護4・5に該当する65歳以上の在宅高齢者に、出張理・美容料金の一部を助成（利用券1枚につき3,500円を助成し、年間最大4枚の助成券を交付）します。

◆緊急通報装置の貸与

65歳以上のひとり暮らしなどの在宅高齢者が、急病など緊急を要するときに、直ちに消防署に通報し、救急車を呼べる装置を貸与します。

※別途固定電話が必要です

◆住宅改修費補助

常に介助や注意を要するひとり暮らし高齢者、又は高齢者のみの世帯で、前年の所得税が非課税の世帯を対象に、段差の解消・手すりの設置など、住宅改修相談員の提案書に基づき施工された工事に対し、費用の一部を補助します。

※工事着手前の計画の段階でご相談ください

◆介護用車両購入費等補助金

おおむね65歳以上の日常的に車椅子が必要な要介護者を自宅で介護している世帯（本人含む）、若しくは下肢、又は体幹の障がい度1・2級の身体障がい者のいる世帯（本人含む）に対し、福祉車両や助手席回転シート車の購入経費、又は改造経費の一部を補助します。

※購入前にご相談ください

◆補聴器購入補助金

聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けていない、加齢に伴う一定以上の難聴により日常生活に支障がある65歳以上の高齢者で、住民税が非課税の世帯に属するかたに補聴器購入費の一部を補助します。

※購入前にご相談ください

◆寝具乾燥殺菌

おおむね65歳以上の在宅のひとり暮らし及び寝たきりのかたで、寝具の乾燥などが困難なかたの寝具を、丸洗い乾燥・殺菌し、衛生的な環境づくりを支援します。

◆尿漏れパットの給付

要介護4・5に該当する在宅高齢者のかたに、尿漏れパットを給付します。

※課税状況により給付回数異なります

手当・給付金など ▶▶▶ 高齢障がい政策課（1階7番窓口） ☎47-5128

心身に障がいのあるかたやその家族、保護者にさまざまな支援を行っています。

- ・特別児童扶養手当 ・特定疾患患者等見舞金 ・就職祝金
- ・障害児福祉手当 ・自立更生奨励金 ・心臓病児手術見舞金 ・在宅重度障がい者介護慰労金
- ・特別障害者手当 ・口蓋裂児歯列矯正手術見舞金 ・住宅血液透析患者支援金

障害者手帳（身体・知的・精神）の交付▶▶▶高齡障がい政策課（1階7番窓口）☎47-5128

◆身体障害者手帳

身体（肢体・聴覚・視覚・言語・心臓・腎臓・呼吸器・直腸・ぼうこう機能・HIVによる免疫機能・肝臓など）に障がいのあるかたが、いろいろな援助を受けるときに必要です。

◆療育手帳

知的障がいのあるかたが、いろいろな援助を受けるときに必要です。

◆精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのあるかたが、いろいろな援助を受けるときに必要です。

医療などの助成・補助

▶▶▶高齡障がい政策課（1階7番窓口）☎47-5128・保険年金課（1階4番窓口）☎47-5140

◆自立支援医療制度《高齡障がい政策課》

- 18歳以上の身体障がい者が円滑な日常生活を送れるよう、障がいを軽くしたり、機能を回復したりするための医療（関節形成手術・心臓手術など）が1割負担で受けられます
- 18歳未満の身体上の障がい及び疾患を有する児童が、手術などにより障がいを軽くしたり、機能を回復したりするための医療が1割負担で受けられます
- 精神疾患を有するかたが、通院による精神障害の治療を継続的に受ける場合に、その医療が1割負担で受けられます

※いずれも所得により自己負担額の設定があります

◆重度心身障がい者医療《保険年金課》

身体障害者手帳1・2級、障害年金1級受給者、特別児童扶養手当1級該当者、療育手帳A又はB1、B中のかたが、病院などで診療を受けた場合、保険診療の自己負担分を助成します。ただし、助成を受けるには、受給資格者証（ピンクのカード）が必要となりますので、保険年金課へお問い合わせください（令和5年8月から所得制限が開始されました）。

障がい者（児）向けのサービス▶▶▶高齡障がい政策課（1階7番窓口）☎47-5128

- 障がい福祉サービス（居宅介護・自立訓練など）
- 障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）
- 補装具費（交付・修理）の支給
- 相談支援
- 成年後見制度利用支援
- 手話通訳者・要約筆記者の派遣
- 日常生活用具の給付
- 移動支援
- 地域活動支援センター

- 入浴サービス
- 日中一時支援
- 身体障がい者自動車運転免許取得費・自動車改造費補助
- 医療的ケア支援
- 在宅重度心身障がい者等デイサービス
- 自助具等購入費補助
- 腎臓機能障がい者等通院交通費助成
- 重度身体障がい者住宅改造費補助
- タクシー料金の助成事前利用登録

生活保護 ▶▶▶ 社会福祉課（1階8番窓口） ☎47-5129

病気や障がいなどで働けず、収入が少なく生活が苦しいときなど、基準の範囲内で生活保護が受けられます。この制度は保護を受けるかたが資産や能力などの活用をしてもなお生活できない場合に、受けられるものです。詳しくは社会福祉課、又は地区の民生委員・児童委員へご相談ください。

応急生活資金 ▶▶▶ 社会福祉課（1階8番窓口） ☎47-5129

一時的に生活費や高額医療費などの支払いが困難になった場合に、必要資金の一部を6か月を限度にお貸しします（保証人が必要になります）。詳しくはご相談ください。

児童扶養手当 ▶▶▶ 子育て支援課（1階9番窓口） ☎47-5135

母子・父子家庭、父又は母が重度の障がいを持った家庭などで、子どもが18歳に達する日以後最初の3月31日まで（児童に障がいがある場合は20歳未満）の間にある父又は母や、父母に代わってその児童を養育しているかたに支給します。

この制度には所得制限があります。また、事実婚などの要件により対象とならない場合もあります。なお、支給には申請が必要となりますので、お問い合わせください。

※支給月額（令和8年4月1日現在）

- ・児童1人 11,340円～48,050円
- ・第2子以降 5,680円～11,350円加算

小学校入学及び中学校卒業祝金▶▶▶子育て支援課（1階9番窓口） ☎47-5135

該当年度の12月1日現在において、館林市の住民基本台帳に記載されている母子・父子家庭など（児童と同居し、養育している家庭）の母若しくは父、又は養育者で、小学校の入学式、又は中学校の卒業式を迎えるまで、引き続き館林市の住民基本台帳に記載されているかたに、児童1人につき10,000円（ぽんちゃんPay）を支給します。ただし、祝金支給には申請が必要となりますので、お問い合わせください。

母子・父子家庭自立支援給付金事業▶▶▶子育て支援課（1階9番窓口）☎47 - 5135

母子家庭の母、又は父子家庭の父が、自立に向けて、就業のための一定の資格取得や技能習得を目指す場合に、次の制度があります。希望するかたは、必ず受講申請前にご相談ください。

◆自立支援教育訓練給付金

職業能力を高めるため、指定された教育訓練講座を受講して資格取得を目指し、資格の取得が見込まれる場合

◆高等職業訓練促進給付金

看護師や介護福祉士などの資格取得のため、養成機関などで修業をする場合

◆高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

就職や転職、正規雇用につなげるために高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）を受講する場合及び合格した場合（母子家庭の母、父子家庭の父、又は20歳未満のその子ども）

養育費確保支援事業▶▶▶子育て支援課（1階9番窓口）☎47 - 5135

子どもの養育費について公正証書等の作成や養育費保証契約等をしたひとり親のかたへ、その作成・契約にかかった費用を補助します。詳しくはお問い合わせください。

◆公正証書等作成経費に対する補助金 上限 30,000 円

◆養育費保証契約締結経費に対する補助金 上限 50,000 円

◆養育費請求調停申立に係る弁護士費用（着手金）等 上限 100,000 円

児童手当 ▶▶▶ 子育て支援課（1階9番窓口）☎47 - 5135

高校生年代までの児童を養育している保護者に、次のとおり支給します。支給は児童1人当たり月額、3歳未満第1・2子15,000円、3歳～高校生年代第1・2子10,000円、高校生年代までの第3子以降30,000円です。

※出生や転入の翌日から15日以内の申請が必要となりますので、お問い合わせください

こども誕生祝金 ▶▶▶ 子育て支援課（1階9番窓口）☎47 - 5135

出生後、初めての住民登録が本市である赤ちゃんを養育し、引き続き本市に在住する見込みのかたへ祝金を支給します。生まれた日から60日以内に申請してください。

■支給金額 ぽんちゃん Pay30,000円分

■必要なもの

- ・印鑑
- ・身分証明書
- ・スマートフォン

※お持ちのスマートフォンへ支給となります。父母のうち、祝金の支給先としたいスマートフォンをお持ちのかたが手続にお越しく下さい

保育園・幼稚園・認定こども園の利用▶▶▶こども課（1階10番窓口）☎47-5136

保育園では、就労などにより家庭保育ができない保護者に代わって、保育を行います。幼稚園は小学校以降の教育の基礎を培うための幼児期の教育を行います。認定こども園は幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。教育部分は、利用できる家庭に制限はありませんが、保育部分の利用は、保育園と同様に家庭保育ができない場合に利用できます。市内教育・保育施設等の利用を希望されるかたは、こども課へお問い合わせください。

	施設名	所在地	電話	開所時間
				平日・土曜日
公立	東保育園	瀬戸谷町 2240-17	72-2050	午前7時～ 午後6時
	六郷保育園	新宿二丁目 14-18	72-1232	
	多々良保育園	日向町 1147-16	72-0829	
	美園保育園	美園町 10-26	73-2143	午前7時～ 午後7時
	松波保育園	高根町 400-96	73-7321	
	杉並幼稚園	新宿二丁目 14-18	73-5510	午前9時～ 午後5時 (土曜日は閉所)
	西幼稚園	近藤町 178-273	73-5727	
	北こども園	台宿町 9-1	72-1342	午前7時～ 午後6時
	東こども園	大島町 4364-1	77-1513	
	南こども園	本町三丁目 6-1	72-1233	
私立	ルンビニ保育園	赤生田本町 1510	72-5335	午前7時～ 午後6時
	双葉保育園	松原一丁目 23-1	73-4561	午前7時～ 午後6時30分
	ももの木保育園	楠町 1943-1	74-4761	午前7時～ 午後7時
	富士こども園	富士見町 5-1	47-3850	午前7時30分～ 午後6時30分
	認定こども園 MINOYA	上三林町 107-1	73-0354	午前7時～ 午後6時30分
	認定こども園 AOYAGI	青柳町 1596-1	74-8858	
	認定こども園渡瀬保育園	足次町 486-1	72-3970	午前7時～ 午後7時
	成島こども園	北成島町 1645-1	73-3667	
聖ルカこども園	大街道三丁目 5-1	72-1076		

病児・病後児保育 ▶▶▶ こども課（1階10番窓口） ☎47 - 5136

児童が病気などで集団保育が難しく、家庭保育もできない場合に一時的に預かり保育を行います。事前に市役所で利用登録手続き（毎年度必要）をしてください。

- 対象 生後3か月～小学校3年生
- 利用時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分（祝日・年末年始・小児科休診日を除く）

施設名	所在地	電話
病児保育室ぱんだ	富士原町 1174-18	78-7391

地域子育て支援センター ▶▶▶ こども課（1階10番窓口）

子育てに関する相談や情報交換、親子のふれあい遊び、利用者同士が交流する場を市内4か所で開催しています。利用には登録が必要となりますので、希望する地域子育て支援センターで手続きをしてください。

※複数の利用登録もできます

名称	所在地	電話
美園保育園地域子育て支援センター きらら	美園町 10-26（美園保育園内）	72-2117
聖ルカこども園地域子育て支援センター おひさま	大街道三丁目 5-1（聖ルカこども園内）	73-8722
ももの木保育園地域子育て支援センター たんぽぽ	楠町 1943-1（ももの木保育園内）	74-4865
社会福祉協議会地域子育て支援センター わくわくらんど	苗木町 2452-1（総合福祉センター内）	070-3626-7111

児童館など ▶▶▶ 各館

18歳までの子どもたちが自由に遊ぶことができ、子育てに関する相談や親子のふれあい遊びなど、子育て支援事業も行っています。

名称	所在地	電話
児童センター	大手町 10-55	73-1522
西児童館	富士原町 1241-80	75-4311
赤羽児童館	赤生田町 1964-1	72-4155

ファミリー・サポート・センター▶▶▶子育て支援課（1階9番窓口） ☎47 - 5135

「子育てのサポートを行いたいかた（まかせて会員）」と「子育てのサポートを受けたいかた（おねがい会員）」からなる会員組織です。アドバイザーが、子どもの一時預かりや保育園への送迎など、会員同士で子育てを支え合う活動の連絡、管理や調整を行います。利用には登録が必要となりますので、ファミリー・サポート・センターで手続きをしてください。

名称	所在地	電話
館林市ファミリー・サポート・センター	苗木町 2452-1（総合福祉センター内）	75-7111

一時預かり ▶▶▶ こども課（1階10番窓口）

保護者が仕事や通院、冠婚葬祭などで、一時的に保育ができない場合や、子育て不安を解消するリフレッシュとして、有料で一時的にお預かりしています。

■対象 就学前の乳幼児（生後3か月～就学前）

■利用時間 月～土曜日 午前7時30分～午後6時の必要時間数

■利用内容

- ①一時預かり保育（週3日まで） 保護者の仕事や通院などにより、家庭での保育が一時的に困難な場合に利用できます
- ②緊急保育（1回当たり5日まで） 保護者などの突発的な傷病・介護・事故などにより、緊急的に保育を必要とする場合に利用できます
- ③リフレッシュ保育（月3日まで） 保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するために利用できます

実施園	所在地	電話
認定こども園渡瀬保育園	足次町 486-1	72-4077
成島こども園	北成島町 1645-1	73-3667

こども誰でも通園制度▶▶▶こども課（1階10番窓口） ☎47-5136

保護者が仕事などの要件を問わず、月一定時間までお子さんを預けることができます。

■対象 生後6か月～満3歳未満の保育所などに通っていない乳幼児

■利用時間 月～金曜日 午前9時～午後4時の必要時間数

■利用内容 仕事などの要件を問わず、月10時間まで利用可能

実施園	所在地	電話
美園保育園	美園町 10-26	73-2143
松波保育園	高根町 400-96	73-7321

放課後児童クラブ ▶▶▶ こども課（1階 10番窓口）

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童のために、放課後に楽しく生活できるよう放課後児童クラブを設けています。

■対象 小学校就学児童

■利用時間 放課後～

※申し込み、問い合わせは直接各クラブへ

クラブ名	所在地	電話
風の子クラブ第1・第2	本町三丁目 6-52	72-1175
あすなろ学童クラブ	新宿二丁目 14-33	74-5545
アザレア学童クラブ	北成島町 1455-1	74-5179
青柳児童クラブA・B	青柳町 1591-1	74-5997
赤羽児童クラブ	赤生田町 1959-2	78-7299
たんぼぼ学童クラブ	大島町 4355（第四小学校内）	080-6196-0847
第1・第2聖ルカ学童クラブ	大街道三丁目 2-38	71-1172
第1・第2美園学童クラブ	美園町 24-8	75-0272
元気っ子児童クラブ	富士原町 1241-78	72-9139
第二元気っ子児童クラブ	富士原町 1241-286	72-9139
わたらせ学童クラブ	足次町 58-5	72-2848
三小東学童クラブ	尾曳町 14-66	73-2781
みのやレインボークラブ	上三林町 240-2	72-4701
にじの森第一・第二学童クラブ	成島町 1446-2	76-2015
つつじ野学童クラブ	高根町 740-4（つつじ野会館）	75-9106
たてくら学童クラブ	上赤生田町 3783-3	080-6716-6678

小学校入学 ▶▶▶ 学校教育課（2階）☎47-5168

4月から入学する子どもは、前年の9月から10月にかけて、入学予定の小学校で就学時健康診断を行います。また保護者には入学2か月前までに入学通知書を送ります。なお、転居などにより住所が変わる場合は、学校教育課にご連絡ください。

学校名	所在地	電話
第一小学校	代官町 9-1	72-4438
第二小学校	本町三丁目 6-1	72-4472
第三小学校	尾曳町 14-1	72-4063
第四小学校	大島町 4355	77-1504
第五小学校	羽附町乙 1565	72-4314
第六小学校	新宿二丁目 15-1	72-4060
第七小学校	上三林町 599	73-4527
第八小学校	西高根町 45-1	72-4026
第九小学校	足次町 172	72-4071
第十小学校	近藤町 178-39	74-8733
美園小学校	美園町 27-1	72-8088

中学校入学 ▶▶▶ 学校教育課（2階）☎47-5168

入学2か月前までに、在学する小学校から保護者に入学通知書を送ります。なお、転居などにより入学までに住所が変わる場合は、学校教育課へご連絡ください。

学校名	所在地	電話
第一中学校	台宿町 9-1	72-4455
第二中学校	加法師町 8-20	72-4074
第三中学校	青柳町 1751-78	72-4061
第四中学校	上赤生田町 3471-1	75-1771
多々良中学校	西高根町 50-23	72-4025

転入手続き ▶▶▶ 学校教育課（2階）☎47-5168

市民課で住民登録の手続きを済ませたら、市民課から学校教育課に提出する書類が渡されますので、学校教育課へ持参し、転入の手続きをしてください（当日のうちに学校教育課に行けない場合は市民課に申し出てください）。

その後、転入先の学校に、転入前に在籍していた学校から発行された「在学証明書」「教科書給与証明書」を提出し、転入の手続きを済ませてください（転入先の学校に事前に連絡していない場合は連絡をしてください）。

奨学資金 ▶▶▶ 教育総務課 (2階) ☎47-5164

進学意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由で、高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程及び専門課程に限る)、大学への進学が困難なためのために奨学資金を無利子で貸与しています。

◆貸与資格

出身学校長又は在学学校長が適当と認めて推薦し、次の条件に全て該当するかた

- ①市内に1年以上在住している世帯の子
- ②学力優秀で品行が正しいかた
- ③経済的な理由で学資を出すのが困難な世帯の子

※申込受付は原則年1回で、秋頃より次年度4月からの奨学生を募集します

※予算の範囲内で貸与する奨学資金です。選考の結果、貸与できない場合もあります

◆貸与額

高等学校	月額 10,000 円以内
専修学校高等課程	月額 10,000 円以内
高等専門学校	月額 20,000 円以内
専修学校専門課程	月額 50,000 円以内
短期大学・大学	月額 50,000 円以内

住まいと暮らし

資源・ごみの搬入 ▶▶▶ たてばやしクリーンセンター (☎56-4453)

家具や自転車などの粗大ごみ、引越しや片づけなどに伴う大量のごみ、事業ごみは、地域のごみステーションには出せません。ごみの分別区分に従って、たてばやしクリーンセンター、たてばやしストックヤード又はいたくらリサイクルセンターへ直接持ち込んでください。直接持ち込みができないかたは、市の許可業者に依頼してください。

■自己搬入の持ち込み先

【たてばやしクリーンセンター・たてばやしストックヤード】

受け入れごみ: 可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、資源物

住所: 苗木町 2447-19

【いたくらリサイクルセンター】

受け入れごみ: 不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、資源物

住所: 板倉町大字板倉 3427-7

■受け入れ時間

平日 午前8時30分～午後4時30分

土曜日 午前8時30分～11時30分

※原則、土曜日の午後、日曜日、祝日、振替休日は、ごみの持ち込みはできません

■自己搬入の対象

市内で発生した一般廃棄物及び資源物に限ります。ただし、産業廃棄物や、ごみ処理施設で処理できないものを除きます。

住まいと暮らし

■処理料金

・家庭系ごみ

3施設の合計総重量に対して、10kgにつき220円のごみ処分手数料がかかります。ただし、1か月あたり1世帯合計で90kgまでは、ごみ処分手数料がかかりません。例) 100kgの場合 2,200円

・事業系ごみ

10kg以上から10kgにつき220円のごみ処分手数料がかかります。例) 10kgの場合 220円

資源・ごみの助成金 ▶▶▶ 地球環境課 (4階) ☎ 47 - 5126

◆ごみ減量化器具購入助成

燃えるごみの重量の40%は水分です。水切りや肥料化でごみを軽くして楽なごみ出しを！
生ごみを減量化するための助成制度をご利用ください。

生ごみ処理機 (電気式乾燥機)	購入費の2分の1 (上限 20,000円)	市内のお店で購入 ※インターネット購入の場合は、 個別にお問い合わせください
生ごみ処理槽 (コンポスト)	1基につき 3,000円	・容量 130ℓ以上 ・指定店で購入
生ごみ処理容器 (EM ぼかし容器)	1基につき 1,000円	・容量 14ℓ以上 ・指定店で購入

※生ごみ処理機については、ぼんちゃん Pay での交付になります

◆指定店一覧

店名	住所	電話番号	取扱内容
坂田金物店	本町三丁目 2-28	74-0149	生ごみ処理槽 (コンポスト)
せきいストア	本町一丁目 3-30	72-3358	生ごみ処理槽 (コンポスト)
邑楽館林農協本所	赤生田町 847	74-5111	生ごみ処理槽 (コンポスト)
カンセキ館林店	緑町二丁目 3-1	72-8111	生ごみ処理槽 (コンポスト)
ビバホーム館林店	高根町 743-8	76-2111	生ごみ処理槽 (コンポスト) 生ごみ処理容器
コメリハードアンド グリーン館林北店	岡野町 67-2	70-7220	生ごみ処理槽 (コンポスト) 生ごみ処理容器
DCM 館林アゼリア モール	楠町 3622-4	80-3130	生ごみ処理槽 (コンポスト) 生ごみ処理容器

◆再生資源集団回収事業助成金

町内会や子ども会などの団体が集団回収を行った場合、回収重量 1 kg 当たり 6 円の助成金を交付しています。

■対象

新聞、雑誌、段ボール、紙パック、雑紙、布類、缶、びん

■交付条件

- ・営利を目的としない市民で構成する概ね 20 世帯以上の団体であること
- ・家庭から排出される資源物を自主的に回収していること

■集団回収を始めるには

団体登録が必要となります。市ホームページをご覧ください。



HP

水道 ▶▶▶ 群馬東部水道企業団（館林支所） 広内町 3-10 ☎ 80-3201

平成 28 年 4 月 1 日より、太田市、館林市、みどり市、邑楽郡 5 町の水道事業が統合され、「群馬東部水道企業団」が水道事業を行っています。

◆水道の使用

次のような場合は、お問い合わせください。

- ・水道の使用開始及び中止に関すること
- ・水道使用者の氏名及び住所変更に関すること
- ・検針及び水道料金に関すること

■受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

◆水道料金の支払い

水道の検針・料金の納付は 2 か月ごとです。

料金の支払いは便利な「口座振替」を利用ください。申し込み手続きは、企業団指定金融機関又はホームページで行えます。

納入通知書での支払いは、企業団指定金融機関、コンビニエンスストア及び館林支所でお支払いください。スマートフォン決済でもお支払いできます。

また、事前に登録したクレジットカードによる支払いも可能です。詳しくは、企業団ホームページをご覧ください。

<https://www.gtsk.or.jp/>



◆漏水

漏水箇所により連絡先が異なります。

■道路上及び道路からメーターボックスの間の漏水

館林支所へご連絡ください。

■宅地内漏水（メーターから蛇口の間）

企業団指定水道工事店へ直接修理をご依頼ください。修理後、水道料金が一部減額される場合がありますので、指定水道工事店（43～44 ページ掲載）へご相談ください。

※宅地内漏水の修理費は自己負担になります

◆水道工事の申し込み

次のような水道工事をするときは、企業団指定水道工事店へお申し込みください。

- ・新しく水道を引くとき
- ・蛇口などを増設するとき
- ・給水装置を改造、修理、撤去するとき
- ・量水器の口径を変更したいとき

◆館林市内企業団指定水道工事店一覧（50音順）

令和8年2月現在

	工事店名	住所	電話番号
	荒井農機	大島町 5426-1	77-1708
	荒川設備	上三林町 1850	73-4459
	(有)石山住宅設備	尾曳町 5-7	72-0661
	伊藤設工(有)	大手町 9-34	72-1010
	大川設備	木戸町 490	73-6798
	小河瀬工業(有)	新宿一丁目 4-29	72-1443
	小曽根建設(株)	花山町 2709	72-1692
	金井水道	下早川田町 792-1	73-0754
	(株)神寛	松原二丁目 6-26	74-2722
	串田設備	羽附町 675	72-1368
	黒田工業所	広内町 9-11	73-1331
	河本工業(株)	北成島町 2544	72-3321
	(株)越澤工業	当郷町 398	73-8715
	(有)児島燃料店	城町 6-2	72-0765
	(有)小林水道設備	日向町乙 838	73-3210
市内	(有)清水工事店	大島町 4767	77-1127
	鈴木管工(有)	大谷町 923-1	72-0325
	須永水道工事	大島町 3700	77-2266
	関根工業(有)	北成島町 2777-2	74-7331
	セツビ・ワタナベ	小桑原町 1017-3	75-3377
	寺田工業(株)	本町一丁目 8-49	73-2056
	(有)中島設備工業	日向町 854	72-6969
	(有)中田水道	台宿町 7-32	73-7365
	ナリヤ住設	尾曳町 16-14	52-8154
	萩原水道工務店	小桑原町 770	73-4357
	(有)浜野管工設備	北成島町 1815-11	74-3231
	(株)早川産業	成島町 1141-30	74-3574
	原工業(株)	足次町 1047	72-5133
	原商店	城町 18-18	72-2054
	(有)増長設備	下早川田町 739-3	73-5648
	(有)松本設備	堀工町 1460-2	72-0412
	(有)明和設備工業	下三林町 802-1	47-4647
	森田設備	成島町 1119-13	74-8509

住まいと暮らし

	工事店名	住所	電話番号
市内	柳瀬建設(株)	美園町 5-31	73-1593
	(株)山賢	千代田町 4-16	75-1615
	吉澤工業(株)	本町一丁目 7-19	72-1045
	(有)吉田設備工業	赤生田町 2278-4	73-3864
	渡辺設備	東美園町 8-9	75-0514

下水道 ▶▶▶ 下水道課 (4階) ☎47-5159

下水道は、トイレや台所、洗面所などから出る汚水を衛生的に処理し、住環境を良好にするものです。

◆下水道工事は指定工事店へ

宅地内の下水道工事を行う場合、必ず市の指定工事店（44~47 ページ）へ依頼してください。下水道工事は市の基準に基づき、指定工事店が責任をもって施工し、工事完成後に市が行う検査に合格したお宅へ検査済証を交付します。

※最新の指定工事店の情報は、市ホームページをご覧ください

◆公共下水道接続促進補助

公共下水道が整備された区域内において、既存の汚水処理（合併処理浄化槽やくみ取り槽）から公共下水道への切替工事を行うと、完成時期に応じて補助金の交付が受けられます。ご希望のかたは、指定工事店にご相談ください。

◆下水道使用料の支払い

使用料金は、水道使用量によって算定され、水道料金と合わせて隔月納付（2か月分）になります。

◆館林市下水道排水設備指定工事店一覧表（50音順）

令和8年2月1日現在

	工事店名	住所	電話番号
市内	荒井農機	大島町 5425-3	77-1708
	荒川設備	上三林町 1850	73-4459
	飯塚設備工業(株)	栄町 1-2	72-8405
	(有)石山住宅設備	尾曳町 5-7	72-0661
	伊藤設工(有)	大手町 9-34	72-1010
	(株)大垣設備	栄町 16-21 アルバータ B201	0283-61-0225
	大川設備	木戸町 490	73-6798
	小河瀬工業(有)	新宿一丁目 4-29	72-1443
	小曽根建設(株)	花山町 2709	72-1692
	金井水道	下早川田町 792-1	73-0754
	(株)神寛	松原二丁目 6-26	74-2722
	館東水道	羽附町 1636	72-2145
	串田設備	羽附町 675	72-1368
	(有)グットライフ	美園町 5-13 ウエストプラザ 19号	0285-45-8087
	黒田工業所	広内町 9-11	73-1331
	(有)光栄	松原一丁目 16-24	72-6575
	(株)晃伸	小桑原町 1019-23	72-6627
	(株)越澤工業	当郷町 398	73-8715
	(有)児島燃料店	城町 6-2	72-0765

工事店名	住所	電話番号
(有)小林水道設備	日向町乙 838	73-3210
(有)しどう設備	近藤町 242-1	74-1191
(有)清水工事店	大島町 4767	77-1127
すげた住宅設備(有)	西本町 9-45	72-1164
鈴木管工(有)	大谷町 923-1	72-0325
須永水道工事	大島町 3700	77-2266
セツビ.ワタナベ	小桑原町 1017-3	75-3377
(有)拓泰	松原一丁目 16-58	73-3198
寺田工業(株)	本町一丁目 8-49	73-2056
富田設備	羽附旭町 785-2	72-6458
(有)中島設備工業	日向町 854	72-6969
(有)中田水道	台宿町 7-32	73-7365
野沢建設(株)	四ツ谷町 370-1	77-1269
萩原水道工務店	小桑原町 770	73-4357
長谷川建設(有)	下早川田町 677-1	73-0566
(有)浜野管工設備	北成島町 1815-11	74-3231
原商店	城町 18-18	72-2054
美水工業(有)	大島町 4972-1	80-6035
(有)増長設備	下早川田町 739-3	73-5648
(有)松本設備	堀工町 1460-2	72-0412
(有)明和設備工業	下三林町 802-1	47-4647
森田設備	成島町 1119-13	74-8509
矢内設備	上三林町 2241	74-3071
柳瀬建設(株)	美園町 5-31	73-1593
(株)山賢	千代田町 4-16	75-1615
吉澤工業(株)	本町一丁目 7-19	72-1045
(有)吉田設備工業	赤生田町 2278-4	73-3864
渡辺設備	東美園町 8-9	75-0514

工事店名	住所	電話番号
(株)アイダ設計 高崎支店	高崎市栄町 17-21	027-324-3833
(株)あすか設備	みどり市大間々町高津戸 1313	0277-30-7030
(有)阿部水道工業所	邑楽郡邑楽町赤堀 3799	88-4058
有賀農機店	邑楽郡千代田町舞木 31-1	86-3712
石崎水道工業所	邑楽郡明和町矢島 750-1	84-4147
(有)石澤設備工業	前橋市富士見町小沢 168-2	027-288-4793
(有)石原設備	太田市丸山町 38	37-1829
(有)イソヤマ設備	太田市藪塚町 1659-3	0277-78-3431
(有)いづや設備工業	太田市亀岡町 411-1	52-4881
(有)岩崎設備	邑楽郡板倉町岩田 508-3	82-0027
(有)うえの設備	太田市内ヶ島 428-1	45-4705
内田ポンプ店	邑楽郡大泉町仙石二丁目 3-1	62-2810
永楽農工社	邑楽郡千代田町赤岩 216-4	86-2006
(株)江原工業	太田市安良岡町 150	25-0566
(株)エムテック	太田市八重笠町 462-1	55-6642
(有)大家設備	前橋市国領町二丁目 6-7	027-234-3888
(有)太田設備	太田市新野町 935-2	31-5399
(株)大野 邑楽営業所	邑楽郡邑楽町中野 1945-54	0284-62-3711
小川工業所	邑楽郡千代田町萱野 1158-3	86-4582
小川設備工業(株)	太田市熊野町 3-10	25-2141

市外

住まいと暮らし

	工事店名	住所	電話番号
	(有)小倉水道工業所	邑楽郡邑楽町赤堀 4047	88-3330
	(株)尾島町清掃社	太田市世良田町 1144-2	52-0106
	(株)貝沢設備工業	高崎市井野町 1141-1 Felicity・F	027-362-3723
	(株)金子水道設備	太田市浜町 35-33	45-0040
	川岸工業(株)	伊勢崎市境三ツ木 221-12	0270-70-2470
	(有)川辺設備	邑楽郡千代田町上中森 518	49-5535
	関東日精(株)	高崎市下佐野町 3-1	0495-77-3850
	(有)岸工業所	邑楽郡千代田町下中森 165-1	86-6063
	(株)グミサワ設備工業	桐生市広沢町二丁目 3087-18	0277-55-1575
	(有)クリハラ設備	邑楽郡千代田町萱野 1150-1	048-556-5393
	栗原設備工業(株)	邑楽郡大泉町仙石三丁目 17-22	63-1147
	(株)グローリテクノ	太田市新田早川町 339-5	60-8024
	(有)黒崎設備工業	太田市石原町 551-5	45-9018
	群馬日化サービス(株)	太田市西新町 13-14	31-6290
	(株)後藤設備	伊勢崎市緑町 17-21	0270-50-7581
	小林興業(株) 大泉支所	邑楽郡大泉町吉田 2065-1	57-8435
	こばやし設備	太田市大原町 33-36	0277-78-2326
	小林設備 群馬営業所	太田市高瀬町 54-2	0284-73-8580
	(有)近藤設備工業	邑楽郡邑楽町篠塚 1661-1	88-3844
	(株)坂井住設 群馬支店	吾妻郡嬭恋村大字鎌原 1531-452	0279-84-3201
	坂田設備(有)	邑楽郡邑楽町中野 4585-46	88-5416
	(有)坂本工業	邑楽郡邑楽町中野 4938	88-0257
	(有)佐山設備	邑楽郡板倉町飯野 464	82-2152
	(株)三希設備	佐波郡玉村町小泉 142-5	0270-61-8625
	(株)C&M	太田市藤阿久町 506-20	49-6101
市外	島田設備工業(有)	邑楽郡明和町南大島 1454-1	84-3282
	(株)シモダ設備工業	前橋市天川大島町三丁目 57-13	027-261-0578
	(有)しんえい設備	邑楽郡板倉町岩田 792	82-0001
	新生工業	邑楽郡明和町大佐貫 174-2	60-4891
	新和設備(株)	邑楽郡千代田町赤岩 275-1	86-4188
	(有)鈴木設備	邑楽郡板倉町板倉甲 1414	82-1025
	(株)鈴木設備工業	伊勢崎市田部井町二丁目 1268-3	0270-75-4921
	(有)砂川設備	邑楽郡邑楽町石打 84	56-9009
	蒼天創業(株)	太田市東長岡町 1264-1	25-6210
	(有)大栄設備	桐生市堤町三丁目 7-47	0277-22-8561
	(有)大洋設備工事	邑楽郡大泉町坂田二丁目 20-30	62-4713
	タカイ設備(株)	伊勢崎市境伊与久 254-1	0270-76-3539
	(株)タカダトータルシステム	桐生市広沢町六丁目 271-1	0277-52-8198
	(有)田島設備	邑楽郡千代田町赤岩 916	86-2506
	(有)館林設備	邑楽郡板倉町岩田 2124	82-0363
	(株)田中設備	桐生市相生町五丁目 344-1	0277-51-4644
	(株)たべい	太田市藪塚町 1761	048-571-0466
	(有)田部井設備工業所	邑楽郡邑楽町中野 2836-1	88-1058
	(株)千代田設備	邑楽郡千代田町萱野 1060	86-3092
	堤工業(株)	みどり市笠懸町西鹿田 1321-2	0277-76-4847
	(株)日建	伊勢崎市宮子町 2828	0270-61-6668
	(有)新田設備工業	太田市新田木崎町 101-1	56-3311
	新部設備(株)	伊勢崎市葦塚町 909-1	0495-76-4120
	(有)橋本設備工業	邑楽郡邑楽町赤堀 3706	88-4060
	蓮沼工業(株)	太田市下田島町 578	31-0002
	(有)長谷川設備	邑楽郡板倉町西岡 1514	77-0358
春山設備工業(株)	太田市新島町 779-2	45-9081	

	工事店名	住所	電話番号
市 外	(有)福田総合設備	邑楽郡千代田町赤岩 1074-7	86-3033
	藤管工(株)	伊勢崎市日乃出町 108 (伊勢崎液化(株)敷地内)	0284-20-1811
	藤田水道	太田市古戸町 1064-11	38-3679
	(有)伏島設備工業	太田市植木野町 507-13	26-1602
	船越設備工業(有)	邑楽郡千代田町萱野 1087	86-2471
	(有)へんみ設備 群馬営業所	邑楽郡大泉町中央二丁目 20-11	0495-76-4120
	(株)宝泉工業	太田市藤久良町 49-4	31-7314
	星野管工(株)	桐生市広沢町五丁目 1449	0277-54-4005
	益岡住設	邑楽郡板倉町糶谷 1774-3	82-3890
	柵屋設備	邑楽郡千代田町赤岩 1043	86-5079
	(株)三国	前橋市山王町一丁目 14-12	027-267-0019
	(有)峯岸商店	邑楽郡千代田町赤岩 150-2	86-2876
	(株)宮崎工業所	太田市飯田町 205-2	46-0835
	ミヤシロ設備(株)	太田市新田市野井町 660-6	57-5230
	(有)明哲工業	太田市沖之郷町 869	48-0473
	矢永設備	渋川市北橋町真壁 1140-6	0279-25-7408
	(有)山口設備	邑楽郡邑楽町石打 1482-1	70-9070
	山下設備	太田市末広町 518-11	38-4567
	吉田設備	甘楽郡甘楽町白倉 2323	0274-74-3478
	渡辺冷熱設備	邑楽郡邑楽町篠塚 1735-64	88-6036

し尿 ▶▶▶ 館林環境センター (☎ 72 - 1624)

し尿のくみ取りは、3業者が区域を定めて計画的に収集します。収集したし尿は、館林環境センターの処理施設で衛生的に処理しています。

事業所名	所在地 / 電話	収集区域
(有)館林環境サービス	本町一丁目 2-9 ☎ 72-0179	本町一・二丁目の一部 / 本町三丁目 / 本町四丁目の一部 / 千代田町 / 栄町の一部 / 新栄町 / 仲町 / 西本町 / 代官町 / 台宿町の一部 / 坂下町 / 大街道一・二・三丁目 / 岡野町 / 足次町の一部 / 成島町 / 北成島町 / 大谷町 / 赤土町 / 高根町 / 西高根町 / 日向町 / 木戸町 / 松沼町 / 富士見町 / 青柳町の一部 / 近藤町 / 諏訪町 / 苗木町 / 富士原町 / 小桑原町の一部 / 松原一・二丁目の一部 / つつじ町 / 新宿一・二丁目の一部 / 羽附町の一部 / 羽附旭町の一部 / 赤生田町の一部 / 楠町 / 花山町
(有)大拙興業	朝日町 4-27 ☎ 73-4186	本町一・二丁目の一部 / 大手町 / 加法師町 / 台宿町の一部 / 城町 / 栄町の一部 / 尾曳町 / 広内町 / 東広内町 / 朝日町 / 当郷町 / 若宮町 / 瀬戸谷町 / 田谷町 / 四ツ谷町 / 細内町 / 大島町 / 大新田町 / 千塚町 / 上早川田町 / 下早川田町 / 傍生塚町 / 足次町の一部 / 羽附町の一部 / 羽附旭町の一部 / 赤生田町の一部 / 赤生田本町 / 上赤生田町

昭和浄化槽サービス(有)	堀工町 1884-28 ☎ 72-1299	本町四丁目の一部 / 新宿一・二丁目の一部 / 堀工町 / 緑町一・二丁目 / 分福町 / 美園町 / 青柳町の一部 / 南・西・東美園町 / 小桑原町の一部 / 松原一・二丁目 / 松原三丁目 / 上三林町 / 下三林町 / 野辺町 / 入ヶ谷町
--------------	--------------------------	--

◆支払いは「くみ取り券」で

くみ取りを依頼するかたは、館林環境センター（赤生田町 65-1 ☎ 72-1624）からくみ取り券を購入し、券でお支払いください。その際には、明細書を必ず受け取りましょう。

■くみ取り料金（従量制）18ℓ 157円

合併処理浄化槽 ▶▶▶ 地球環境課（4階）☎47-5125

◆設置や清掃の補助金

河川を汚すくみ取り槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や、合併処理浄化槽を清掃した場合に補助金を交付します（予算額に達した時点で受付終了）。詳しくはお問い合わせください。

◆清掃業者（単独処理浄化槽も同じ）

- ・(有)館林環境サービス 本町一丁目 2-9 ☎ 72-0179
- ・(有)大拙興業 朝日町 4-27 ☎ 73-4186
- ・昭和浄化槽サービス(有) 堀工町 1884-28 ☎ 72-1299

脱炭素ライフスタイル推進補助金▶▶▶地球環境課（4階）☎47-5124

◆脱炭素に資する設備（機器）への補助

家庭における温室効果ガス排出抑制及び災害時の停電に備える他、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現を目的に機器などを購入したかたに対して補助金を交付します。（予算額に達した時点で終了）詳しくは設置（購入）する前にお問い合わせください。

※ぼんちゃん Pay での交付になります

定置用リチウムイオン蓄電池	蓄電容量 1 k Wh × 1 万円（上限 5 万円） ※小数点第 2 位以下切り捨て
ポータブルリチウムイオン蓄電池	購入費用の 2 分の 1（上限 1 万円） ※千円未満切り捨て
電気自動車等用 充放電システム（V2H）	一律 5 万円 ただし、国等との補助金と合わせて設置費用を超える場合は、設置費用から国等の補助金を控除した額を限度額とします。 ※千円未満切り捨て
太陽光余剰電力活用型給湯器 （おひさまエコキュート）	購入費用の 2 分の 1（上限 2 万円） ※千円未満切り捨て
宅配ボックス	
電動アシスト自転車	

ペット(犬・猫) ▶▶▶ 地球環境課 (4階) ☎47-5125

◆犬の登録と予防接種

生後 91 日以上の犬は、市への登録と毎年 1 回の狂犬病予防注射が義務付けられています。市の集合注射か、獣医で接種してください。下記獣医以外で受けた場合は、注射済票の交付手続きを行いますので、獣医師が交付する狂犬病予防注射の証明書を地球環境課へ持参してください。

◆犬・猫の避妊去勢手術への補助

望まない出産を予防するため、市内のかたが飼っている犬と猫(野良猫も可)を対象に、避妊去勢手術への補助を行っています(予算額に達した時点で受付終了)。詳しくは手術を受ける前にお問い合わせください。

獣医院名	所在地	電話
イイツカ動物病院	大谷町 1046-7	72-7240
館林犬猫病院	松原一丁目 6-15	74-0777
あすなる動物病院	足次町 1048	60-5806
ピア獣医科病院	本町四丁目 1-11	74-1232
みどりのまち動物病院	緑町二丁目 6-4	55-0274

雨水タンク及び浸透施設への補助 ▶▶▶ 地球環境課 (4階) ☎47-5125

◆補助金

雨水の有効利用の促進及び地下水の保全を図るとともに、河川の氾濫防止を図るため、雨水貯留(タンク)施設又は雨水浸透施設を設置したかたに補助金を交付します(予算額に達した時点で受付終了)。詳しくは設置する前にお問い合わせください。

※ぽんちゃん Pay での交付になります

緑化 ▶▶▶ 緑のまち推進課（4階） ☎47-5154

◆グリーンバンク（緑の銀行）

一般家庭などで不要になった今後の利用が見込める樹木を寄附していただき、希望するかたに差し上げています。また、公園などの維持管理のため伐採された樹木を、薪材などにご活用いただけるよう、無料で交付しています。

寄附や交付を希望するかたは、事前にグリーンバンク（北成島町 1455-1 ☎75-2508）にご連絡のうえ、お申し込みください（月・水・金曜日 午前10時から午後4時まで。ただし祝日、年末年始を除く）。不在の場合は、緑のまち推進課までご連絡ください。

※寄附をいただく場合、樹木の大きさ・植栽の場所などによりお受けできないこともあります

※原則、交付は申請した日から受け取れます。樹木の運搬、及び植え込みは申請者自身で行っていただきます

※見学はいつでもできます

◆緑化事業の補助金

緑豊かなまちづくりを進めるために、一般のご家庭や事業所などに樹木を植栽したかたで、次に該当する場合は補助金を交付しています。

■補助対象と補助額の上限

・庭木の植栽（植栽費用が100,000円以上かかった場合）

対象経費の4分の1以内で、上限が50,000円

・生け垣（長さが10m以上の生け垣を作った場合）

1m当たり2,000円以内で、上限が50,000円

※交付申請は植栽完了後1年以内に行ってください

※補助額は市が設定する樹木購入単価表を基に算出されます

※原則、ぽんちゃん Pay での交付になります

路線バス ▶▶▶ 安全安心課 (3階) ☎47-5115

◆路線図・時刻表 (路線別)

路線	主な経由地
館林・板倉線	館林駅東口・館林市役所・子ども科学館・つつじが岡公園・ダノン城沼アリーナ・慶友整形外科クリニック・アゼリアモール・板倉高校・板倉町役場・板倉東洋大前駅西口など
館林・千代田線	館林駅・厚生病院・とりせん富士見町店・六郷公民館・新橋病院・ジョイフル本田・千代田町役場・コスメニスト千代田町プラザ・赤岩渡船など
館林・明和・千代田線	館林駅東口・館林市役所・緑町・水質管理センター・館林商工高校・明和町役場・川俣駅・コストコ群馬明和倉庫店前・ジョイフル本田・千代田町役場など
多々良巡回線	館林駅西口・厚生病院・館林高校・アクロス館林・総合福祉センター・県立館林美術館・とりせん成島店・ベルク館林店など
渡瀬巡回線	館林駅東口・ベルク館林店・大街道郵便局・カワチ薬品館林北店・J A北支所・北部工業団地・下早川田町・上早川田町・渡瀬公民館・川島脳神経外科医院など
赤羽線	館林駅東口・本町郵便局・カンセキ館林店・スーパーケンゾー・館林交通安全協会・赤羽公民館・慶友整形外科クリニック・花山入口・ぼんぼこ・アゼリアモールなど
茂林寺巡回線	館林駅西口・厚生病院・とりせん富士見町店・六郷公民館・川村眼科医院・カスミ館林店・館林ケーブルテレビ・美園会館・熊野神社・茂林寺・分福公民館・茂林寺前駅など
六郷西線	館林駅西口・厚生病院・とりせん富士見町店・つつじメンタルホスピタル・青柳町・苗木町・総合福祉センター・近藤町・アクロス館林・館林高校など
通勤通学ノースライナー	館林駅東口・北部工業団地・大島公民館・郷谷公民館・館林市役所など
多々良北線	館林駅西口・厚生病院・ベルク館林店・大街道・川島脳神経外科医院・高根町・つつじ野団地・木戸町・日向町・多々良沼・多々良駅など
郷谷大島線	(西巡回) 館林駅東口・館林郵便局・館林記念病院・とりせん朝日町店・瀬戸谷町・館林市役所・横田胃腸科内科・リバーサイドおおしま・大島公民館・大島町・千塚町など (東巡回) 館林駅東口・館林市役所・尾曳郵便局・郷谷公民館・新田会館・アゼリアモール・四ツ谷町・大島町・大島公民館など
厚生病院シャトル線	館林駅東口・ベルク館林店・厚生病院

◆運賃

- 一般 200円
- 子ども (1歳以上から小学生未満)、学生 (小学生から大学生)、高齢者 (満65歳以上のかた) 100円
- 乳児 (1歳未満) 無料

※学生以上のかたが子どもを同伴し乗車する場合は、同伴のかた1人につき子ども2人まで無料 (3人目の子どもから100円)

※厚生病院シャトル線は運賃無料

住まいと暮らし

◆定期券

■一般

- ・1か月 7,200円
- ・3か月 20,520円
- ・6か月 38,880円

■子ども（1歳以上から小学生未満）、学生（小学生から大学生）、高齢者（満65歳以上70歳未満のかた）

- ・1か月 3,000円
- ・3か月 8,550円
- ・6か月 16,200円

■70歳以上のかた（シニアパス）

- ・1か月 500円
- ・3か月 1,500円
- ・6か月 3,000円

◆回数券

- 200円券×11枚（2,200円分） 2,000円
- 100円券×11枚（1,100円分） 1,000円
- 50円券×11枚（550円分） 500円

◆定期券の販売場所

販売場所	住所
つゝじ観光バス株式会社	本町三丁目 4-20
館林観光バス株式会社	大手町 7-10
館林駅観光案内所	本町二丁目 1-1
川俣駅西口駅前プラザ「メイちゃん家」	明和町中谷 328-10

◆回数券の販売場所

販売場所	住所
バス車内	
つゝじ観光バス株式会社	本町三丁目 4-20
館林観光バス株式会社	大手町 7-10

◆その他

- 障がいのあるかた（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）とその付き添いのかた（原則一人）は、交付された身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を呈示することにより、各運賃や各定期券、各回数券が5割引きで利用できます
- 各路線1回のみ当日に限り（降車から3時間以内）乗り継ぎ無料
- 定期券、回数券は全線利用可能

文化・学習施設

施設名	所在地	電話	備考
文化会館	城町 3-1	74-4111	カルピス® ホール（固定席 1,066、車椅子席 4） / 小ホール（定員 300 人） / 会議室 / 和室 ※年末年始は休館
日清製粉ウェルナ 三の丸芸術ホール	城町 1-2	75-3030	ホール（固定席 509、車椅子席 3） / 母子室 / 展示室 / 研修室 / リハーサル室 / スタジオ室 / 工房室 / 和室 ※年末年始は休館
第一資料館	城町 3-1 （図書館内）	74-4111 （文化会館内）	郷土に関する収蔵資料などを展示 ■休館日 月曜日（祝日を除く）・祝日の翌日（土・日曜日・祝日を除く）・年末年始・図書館休館日 ■開館時間 午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）
第二資料館	城町 2-3	74-9665	旧上毛モスリン事務所と田山花袋の旧居 ■休館日 月曜日（祝日を除く）・祝日の翌日（土・日曜日・祝日を除く）・年末年始 ■開館時間 午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）
田山花袋記念文学館	城町 1-3	74-5100	郷土の文豪田山花袋の資料などを展示 ■休館日 月曜日（祝日を除く）・祝日の翌日（土・日曜日・祝日を除く）・年末年始 ■開館時間 午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）
たてばやし向井千秋 記念子ども科学館	城町 2-2	75-1515	科学展示室 / プラネタリウム（240 席） / 天体観測室など ■休館日 月曜日（祝日を除く）・祝日の翌日（土・日曜日を除く）・年末年始 ■開館時間 午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで） ■入館料 大人（高校生以上）330 円 子ども（中学生以下）無料 ■プラネタリウム観覧料 大人（高校生以上）550 円 小中学生 220 円 幼児 無料 ■プラネタリウム観覧付入館券 大人（高校生以上）800 円 ※団体割引あり ※料金は令和 8 年 2 月末時点。最新の料金等は同館ホームページをご覧ください
図書館	城町 3-1	74-2346	図書・雑誌・CD・DVD・紙芝居の貸出、映画会、おはなし会など ■休館日 月曜日（祝日を除く）・祝日の翌日（土・日曜日・祝日を除く）・月末整理日・年末年始・特別整理期間 ■開館時間 火～金曜日 午前9時～午後7時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時
つつじ映像学習館	花山町 3181	74-5355	■休館日 月曜日（祝日の場合は翌日）・年末年始・臨時休館日 ■開館時間 午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで） ■入館料 大人 500 円（中学生以下無料） ※団体割引あり

公民館

学級講座を開催し、学習活動を応援しています。気軽にご利用ください。

館名	所在地	電話	休館日
郷谷公民館	当郷町 218	72-4075	第2・4 日曜日
中部公民館	仲町 14-1	73-2161	
大島公民館	大島町 4375-1	77-1502	
赤羽公民館	赤生田町 1950-2	72-3306	
六郷公民館	新宿一丁目 4-30	74-7771	
三野谷公民館	上三林町 113	73-4062	
多々良公民館	西高根町 48-2	74-9174	
渡瀬公民館	足次町 483	72-4070	
分福公民館	分福町 847-7	75-2288	
西公民館	富士原町 1241-80	75-3739	
城沼公民館	松原一丁目 22-22	71-0380	

※年末年始は休館です

※休館日は都合により変更になる場合があります

スポーツ施設など ▶▶▶スポーツ振興課（ダノン城沼アリーナ内 ☎ 74-26
11）（総合福祉センター ☎ 75-7111）

施設名	所在地	主に利用できるスポーツ (専用施設の場合はその概要)	休館及び休場日
ダノン城沼アリーナ (ダノンスポーツパーク内)	つつじ町 14-1	バドミントン/バレーボール/柔・剣道/ 卓球/トレーニング/軽スポーツ/バスケット ボール	毎月 25 日（た だ し、土・日曜日、 祝日に当たる場合 は翌平日）・年末 年始（12月28日 ～1月4日）
城沼陸上競技場 (ダノンスポーツパーク内)	〃	陸上競技/ランニング	
城沼野球場 (ダノンスポーツパーク内)	〃	センター 120m/ 両翼 91m/ 夜間照明	
城沼庭球場 (ダノンスポーツパーク内)	〃	人工芝コート 8 面/ 夜間照明	
多目的広場 (ダノンスポーツパーク内)	〃	野球/ソフトボール/グラウンドゴルフ/ 夜間照明	
城沼グラウンドゴル フ場 (ダノンスポーツパーク内)	〃	各コース 15~50m の計 12 ホール	
城沼弓道場 (ダノンスポーツパーク内)	〃	弓道/アーチェリー	
城沼市民プール (ダノンスポーツパーク内)	〃	50m公認プール/25mプール/ちびっ子プ ール/幼児プール/噴水プール ■開場期間 7月中旬~8月下旬（無休）	
市民体育館	当郷町 1904	バスケットボール/バレーボール/バドミ ントン/卓球	
市営テニスコート	当郷町 1895	クレークコート 4 面	
ブルドック TCC フィ ールド高根（高根運 動場）	高根町 750	野球/ソフトボール/サッカー/グラウン ドゴルフ/夜間照明	
渡良瀬川河川敷青少 年ひろば	大島町 4659	サッカー/キャンプ	
東山運動広場	野辺町 769-6	野球/テニス（クレークコート 2 面）/夜間 照明	
近藤沼公園多目的広 場	下三林町 1638	少年野球/ソフトボール/グラウンドゴル フ	
大島東部運動広場	大島町 6020	少年野球/ソフトボール/テニス（ウレタ ンコート 2 面）	
高根中央公園	西高根町 31 番地内	少年野球/ソフトボール/グラウンドゴル フ	
谷田川北部運動広場	赤生田本町 3831-3	ターゲットバードゴルフ	
総合福祉センター	苗木町 2452-1	温水プール ■開館時間 午前 9 時 30 分 ~ 正午 午後 1 時 ~4 時 午後 5 時 30 分 ~8 時 30 分 浴室 ■開館時間 午前 10 時 ~ 午後 4 時	毎月第 1・3 月曜 日、年末年始

暮らしの無料相談

内容	日時	問合せ
心配ごと相談	第1・3日曜日、第2・4火曜日 午前9時30分～正午	総合福祉センター ☎ 75-7111
法律相談	第1~4火曜日 午前10時～11時30分（予約制） ※前週の月曜日午前9時から予約を受け付けます	
婚活相談	第2日曜日（男性のみ） 第4日曜日（女性のみ） 午後1時～4時 ※前週の金曜日午前9時から予約を受け付けます	
ふくし総合相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	
成年後見制度の相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分	
年金相談	第3木曜日 （8月を除く） 午前10時～午後3時30分 ※前週の木曜日午前8時30分から電話予約を受け付けます	太田年金事務所お客様相談室 ☎ 49-3716
消費生活相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～正午、午後1時～4時	消費生活センター （市民センター分室内） ☎ 72-9002
おくやみ相談窓口	月～金曜日（祝日を除く） ①午前10時～、②午後2時～ （予約制：電話又は市公式LINE）	共生社会推進課 ☎ 47-5121
労働相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時15分	ぐんま県民労働相談センター（県労働政策課） ☎ 0120-54-6010
働く人のメンタルヘルス相談	第2・4火曜日（祝日を除く） 午後1時～4時（予約制）	ぐんま県民労働相談センター（県労働政策課） ☎ 027-226-3008
出張サポートステーション （若者の職業的自立支援）	第2水曜日（祝日を除く） 午前10時～午後4時（予約制） ※就学・就労していない15～49歳のかた やその家族が対象	ぐんま若者サポートステーション 東毛常設サテライト ☎ 57-8222
外国人相談	第2・4火曜日（祝日を除く） 正午～午後3時 ※対応は、英語・ポルトガル語・スペイン語・ 中国語・韓国語 ※相談日が祝日の場合は前週に開催します	共生社会推進課 ☎ 47-5120
夜間納税相談	月曜日（祝日を除く） 午後5時15分～7時	納税課 ☎ 47-5110
こころの健康相談	第2木曜日（原則） 午後1時30分～2時30分（予約制）	高齢障がい政策課 ☎ 47-5128
こころの相談	第1木曜日（原則）、午後1時～3時（予約制）	館林保健福祉事務所 ☎ 72-3230
HIV相談	火曜日（祝日を除く） 午前9時30分～10時45分（予約制）	

子ども相談	<ul style="list-style-type: none"> ・電話相談（来所相談は予約制） 午前9時～正午、午後1時～5時 月・水・金曜日 （祝日、夏季休業中の学校閉庁日を除く） ・メール相談（随時受付可） 	市民センター 4階 ☎ 73-4152 E-mail kyoiku@city.tatebaya shi.gunma.jp
すくすく陽だまり相談	第1・3金曜日（祝日を除く） 午後1時30分～4時	生涯学習課 ☎ 47-5166
子どもの総合相談窓口	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時	総合福祉センター ☎ 75-8111 E-mail t.kodomo@tate-shakyo. or.jp
家庭児童・女性相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時	子育て支援課 ☎ 47-5137
ひとり親自立支援相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～正午、午後1時～4時	子育て支援課 ☎ 47-5135
DV 電話相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前9時～午後5時	配偶者暴力相談支援センター ☎ 47-5176
子育て相談	地域子育て支援センター 月～金曜日（祝日を除く） 午前9時30分～午後4時30分 ・美園保育園内（☎ 72-2117） ・聖ルカこども園内（☎ 73-8722） ・ももの木保育園内（☎ 74-4865） ・総合福祉センター内（☎ 070-3626-7111） ※公立・私立保育園・幼稚園・認定こども園及び児童館などでも相談に応じます ※相談時間は施設により異なるため、事前にお問い合わせください	
医療・介護・福祉相談	月～金曜日（祝日を除く） 午前8時30分～午後5時15分 （原則予約制）	公立館林厚生病院 1階地域連携室 ☎ 72-3140
高齢者の介護・福祉相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	各地域包括支援センター （高齢者あんしん相談センター） ■クローバー荘（城町☎ 77-1165） ■新橋（下三林町☎ 75-3013） ■東毛光生園（成島町☎ 72-2060） ■社会福祉協議会（松原二丁目☎ 60-5670）
認知症カフェ	第2木曜日、第4水曜日 午後1時30分～3時	介護保険課 ☎ 47-5131

※原則年末年始を除く。また、相談日は変更になることがあります

主要施設一覧

◆市主要機関など

施設名	所在地	電話
館林市役所	城町 1-1	72-4111
文化会館	城町 3-1	74-4111
たてばやし向井千秋記念子ども科学館	城町 2-2	75-1515
日清製粉ウェルナ三の丸芸術ホール	城町 1-2	75-3030
図書館	城町 3-1	74-2346
田山花袋記念文学館	城町 1-3	74-5100
第一資料館	城町 3-1	74-4111
第二資料館	城町 2-3	74-9665
市史編さんセンター	城町 2-3	76-7651
教育研究所（市民センター内）	仲町 14-1	72-0542
青少年センター（市民センター内）	仲町 14-1	73-4114
学校給食センター	新宿一丁目 2-20	73-2160
ダノン城沼アリーナ	つつじ町 14-1	74-2611
保健センター	仲町 14-1	74-5155
老人福祉センター	仲町 14-1	74-5342
たてばやしクリーンセンター（館林衛生施設組合）	苗木町 2447-19	56-4453
いたくらリサイクルセンター（館林衛生施設組合）	邑楽郡板倉町大字板倉3427-7	56-9860
斎場	苗木町 2487	72-1742
つつじが岡公園総合管理事務所	花山町 3181	74-5233
つつじ映像学習館	花山町 3181	74-5355
水質管理センター	堀工町 888	73-7861
第二浄水場（受託者 明電舎）	細内町 1016	72-8428
群馬東部水道企業団（館林水道センター）	広内町 3-10	80-3201
駅西区画整理事務所	富士原町 1057-129	72-4981
総合福祉センター	苗木町 2452-1	75-7111
障がい者総合支援センター	成島町 1565	61-3900
消費生活センター（市民センター分室内）	仲町 5-25	72-9002
館林環境センター（館林衛生施設組合）	赤生田町 65-1	72-1624
館林駅観光案内所	館林東西駅前広場連絡通路内	71-8711

◆公民館

施設名	所在地	電話
郷谷公民館	当郷町 218	72-4075
中部公民館	仲町 14-1	73-2161
大島公民館	大島町 4375-1	77-1502
赤羽公民館	赤生田町 1950-2	72-3306
六郷公民館	新宿一丁目 4-30	74-7771
三野谷公民館	上三林町 113	73-4062
多々良公民館 (児童室)	西高根町 48-2	74-9174 (74-9223)
渡瀬公民館	足次町 483	72-4070
分福公民館	分福町 847-7	75-2288
西公民館	富士原町 1241-80	75-3739
城沼公民館	松原一丁目 22-22	71-0380

◆児童館など

施設名	所在地	電話
児童センター	大手町 10-55	73-1522
西児童館	富士原町 1241-80	75-4311
赤羽児童館	赤生田町 1964-1	72-4155

◆幼稚園

施設名	所在地	電話
杉並幼稚園	新宿二丁目 14-18	73-5510
西幼稚園	近藤町 178-273	73-5727

主要施設一覽

◆保育園

施設名	所在地	電話
東保育園	瀬戸谷町 2240-17	72-2050
六郷保育園	新宿二丁目 14-18	72-1232
多々良保育園	日向町 1147-16	72-0829
美園保育園	美園町 10-26	73-2143
松波保育園	高根町 400-96	73-7321
ルンビニ保育園	赤生田本町 1510	72-5335
双葉保育園	松原一丁目 23-1	73-4561
ももの木保育園	楠町 1943-1	74-4761

◆認定こども園

施設名	所在地	電話
北こども園	台宿町 9-1	72-1342
東こども園	大島町 4364-1	77-1513
南こども園	本町三丁目 6-1	72-1233
富士こども園	富士見町 5-1	47-3850
認定こども園 MINOYA	上三林町 107-1	73-0354
認定こども園 AOYAGI	青柳町 1596-1	74-8858
認定こども園渡瀬保育園	足次町 486-1	72-3970
成島こども園	北成島町 1645-1	73-3667
聖ルカこども園	大街道三丁目 5-1	72-1076

◆小・中学校

施設名	所在地	電話
第一小学校	代官町 9-1	72-4438
第二小学校	本町三丁目 6-1	72-4472
第三小学校	尾曳町 14-1	72-4063
第四小学校	大島町 4355	77-1504
第五小学校	羽附町乙 1565	72-4314
第六小学校	新宿二丁目 15-1	72-4060
第七小学校	上三林町 599	73-4527
第八小学校	西高根町 45-1	72-4026
第九小学校	足次町 172	72-4071
第十小学校	近藤町 178-39	74-8733
美園小学校	美園町 27-1	72-8088
第一中学校	台宿町 9-1	72-4455
第二中学校	加法師町 8-20	72-4074
第三中学校	青柳町 1751-78	72-4061
第四中学校	上赤生田町 3471-1	75-1771
多々良中学校	西高根町 50-23	72-4025
県立館林特別支援学校	上三林町 579-1	73-4526

◆その他

施設名	所在地	電話
公立館林厚生病院	成島町 262-1	72-3140
夜間急病診療所	新栄町 1844-3	73-2313
館林邑楽歯科保健医療センター	苗木町 2622-1	73-8818
館林消防署	上赤生田町 4050-1	72-7229
館林警察署	赤生田町 1828-2	75-0110
館林交通安全協会	赤生田町 1814-2	72-5030
館林税務署	仲町 11-12	72-4373
館林行政県税事務所	仲町 11-10	72-4415
館林保健福祉事務所	大街道一丁目 2-25	72-3230
館林土木事務所	栄町 23-1	72-4355
県立館林美術館	日向町 2003	72-8188
館林市クローバー荘地域包括支援センター	城町 8-35 大名小路マンション 102	77-1165
館林市新橋地域包括支援センター	下三林町 452	75-3013
館林市東毛光生園地域包括支援センター	成島町 862-4	72-2060
館林市社会福祉協議会地域包括支援センター	松原二丁目 7-23 城沼パークハイツ 101	60-5670
ハローワーク館林	大街道一丁目 3-37	75-8609
館林簡易裁判所	仲町 2-36	72-3011
前橋地方法務局太田支局	太田市烏山下町 387-3	32-6100
館林郵便局	本町一丁目 5-1	72-4477
東京電力太田支社	太田市東本町 56-39	0120-99-5222
館林ガス	新宿一丁目 2-1	72-4434
NTT 東日本群馬支店	高崎市高松町 3	0120-116-000
館林ケーブルテレビ	美園町 13-2	71-1822
総合地方卸売市場	細内町 615	75-3535
JA 邑楽館林本所	赤生田町 847	74-5111
シルバー人材センター	仲町 14-1 (館林市老人福祉センター内)	72-1321

